

高知市の男女共同参画行政

令和 5 年度

高知市市民協働部

人権同和・男女共同参画課

－ 目 次 －

1 高知市の男女共同参画行政のあゆみ	1
2 高知市の男女共同参画政策トピックス	3
3 こうち男女共同参画センターの概要	6

データ

1 審議会等における女性の参画状況	8
2 高知市の職制別職員数	13
3 高知市の職種別新規採用者数	13
4 女性職員の職域拡大	14
5 高知市の市議会議員数	19
6 高知市民の選挙（高知市選挙区）	19
7 高知市の労働力状態	21
8 労働力率	21
9 高知市長表彰受賞者数	21
10 高知市技能功労者表彰受賞者数	22
11 高知市立学校における男女混合名簿の実施状況	22

資料

1 高知市男女共同参画推進体制体系図	23
2 男女がともに輝く高知市男女共同参画条例	24
3 高知市男女共同参画推進に関する啓発作品選定委員会条例	30
4 男女がともに輝く高知市男女共同参画条例施行規則	31
5 高知市男女共同参画推進本部設置要綱	34
6 高知市男女共同参画推進委員会委員公募実施要綱	37
7 高知市男女共同参画推進に関する表彰実施要綱	39
8 高知市D V等被害者支援ネットワーク会議設置要綱	42
9 男女共同参画に関する年表	43

1 高知市の男女共同参画行政のあゆみ

高知市は、女性問題を市政の重要課題と位置づけ、女性の地位向上のための条件整備を推進するため、昭和58年に企画部の自治活動課に婦人担当を設置した。翌年には、様々な分野における女性問題を解決するために高知市長を会長とする『高知市婦人問題推進協議会』(平成4年『高知市女性政策推進協議会』に、平成14年『高知市男女共同参画社会推進協議会』に改称)を発足させ、推進協議会の中に府内組織である常任委員会・幹事会と、民間各分野の委員で構成する特別委員会を設置した。

平成17年には、附属機関の「高知市男女共同参画推進委員会」と府内組織の「高知市男女共同参画推進本部」に改編し、民間各分野の委員で構成する推進委員会と府内組織となる本部会及び幹事会を設置した。

昭和61年には、特別委員会から高知市の現状をふまえた女性問題解決のための「新しい男女共生の社会をめざして」と題した提言が、平成5年には、これまでの成果と新たな課題をふまえた第二次提言「新しい男女共生の社会をめざして」が示された。

高知市は、この第一次・二次提言を女性行政の指針として積極的に受け止め、女性問題の解決に向けた諸問題を「高知市総合計画」と「高知市実施計画」に位置づけ、啓発、教育、労働、福祉、社会参加等の各分野において具体的に政策を推進してきた。しかし、21世紀を男女共同参画社会とするためには、高知市全体の政策や事業を女性問題解決や男女共同参画の視点をもち総合的にとらえた高知市独自の計画が必要と考え、平成12年3月「高知市男女共同参画推進プラン」を策定した。

そして、平成17年4月には、高知市のこれまでの男女共同参画の取組の経緯や現状認識、基本理念、決意等を明らかにした「男女がともに輝く高知市男女共同参画条例」を公布・施行した。また、条例の施行を受け、これまでの推進プランを見直し、平成18年に「高知市男女共同参画推進プラン2006」を策定した。その後、平成23年(プラン2011)・平成28年(プラン2016)の改定を経て、令和3年3月には、男女共同参画に関する認識のさらなる浸透を図るとともに、国・県の動向や社会環境の変化等に対応した施策を推進するため、「高知市男女共同参画推進プラン2021」を策定し、男女がともに輝く男女共同参画社会の実現を目指している。

＜提言及び計画＞

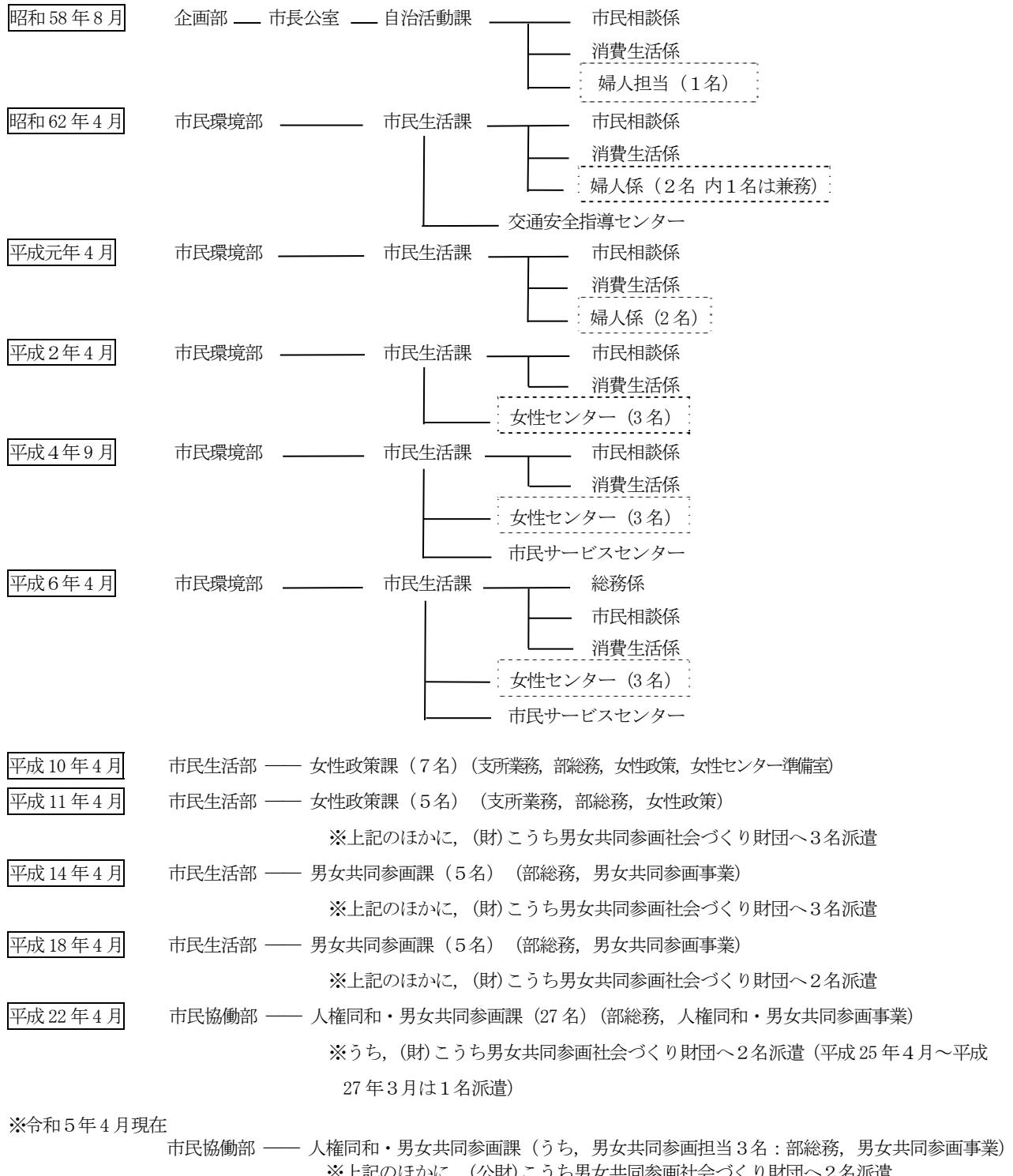
- ①昭和61年3月 「新しい男女共生の社会をめざして」提言
- ②平成5年12月 「新しい男女共生の社会をめざして第二次提言」
- ③平成12年3月 「高知市男女共同参画推進プラン」策定
- ④平成16年8月 「(仮称)高知市男女共同参画社会づくり条例案」提言
- ⑤平成17年4月 「男女がともに輝く高知市男女共同参画条例」公布・施行
- ⑥平成18年3月 「高知市男女共同参画推進プラン2006」策定
- ⑦平成23年3月 「高知市男女共同参画推進プラン2011」策定
- ⑧平成28年3月 「高知市男女共同参画推進プラン2016」策定
- ⑨令和3年3月 「高知市男女共同参画推進プラン2021」策定

＜実施した調査＞

- ①昭和61年6月 「高知市の婦人の生活実態と意識調査」(一般市民及び市女性職員対象に実施)
- ②昭和62年10月 「高知市女子職員の生活実態と意識調査」(昭和61年6月調査分まとめ)
- ③昭和63年8月 「高知市パートタイムなどの労働者アンケート調査」
- ④平成元年1月 「女性問題に関するアンケート」(男性職員対象)
- ⑤平成3年12月 「高校生(性差)意識調査」
- ⑥平成4年11月 「高知市民の生活実態と意識調査」
- ⑦平成10年3月 「働く女性の労働・生活実態と意識調査」(商工労政課と共同実施)
- ⑧平成11年9月 「男女共同参画社会の形成にむけての職員の意識と実態調査」
- ⑨平成12年9月 「自営業者の生活・就業実態と意識調査」
- ⑩平成12年11月 「日常生活における女性の人権に関する調査」
—「身近な男性からの女性に対する暴力」について—
- ⑪平成13年9月 「男女平等教育に向けての意識調査」
- ⑫平成14年11月 「保護者の子育てとジェンダー意識に関する調査」
- ⑬平成15年11月 「児童生徒のジェンダー意識に関する調査」

- ⑭ 平成17年5月 「男女共同参画に対する意識調査」(DV, セクハラ等)
- ⑮ 平成18年4月 「結婚観や男女共同参画に関する意識調査」
- ⑯ 平成21年11月 「男女共同参画に関する市民意識調査」
- ⑰ 平成25年3月 「男女共同参画に関する企業の意識調査」
- ⑱ 平成26年10月 「高知市男女共同参画に関する市民の意識調査」
- ⑲ 令和元年12月 「高知市男女共同参画に関する市民の意識調査」

＜行政機構の変遷＞



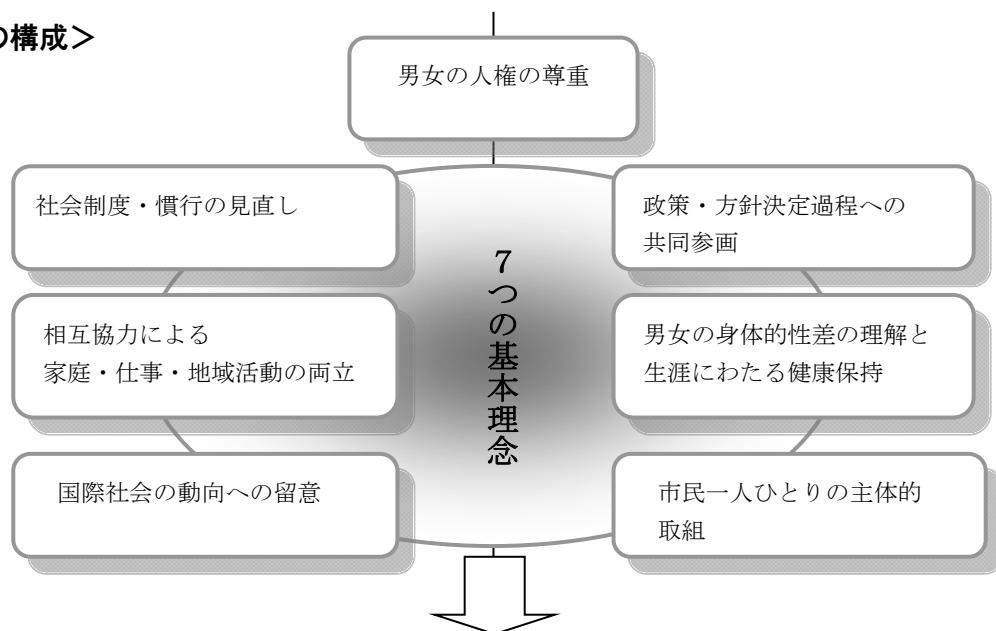
2 高知市の男女共同参画政策トピックス

I 「男女がともに輝く高知市男女共同参画条例」の施行

平成15年5月に条例案検討委員会を立ち上げ、15回にも及ぶ論議を経て、平成16年8月に市長へ提言、平成17年4月に条例を公布・施行した。

この条例は、男女共同参画社会の実現を目指して、男性と女性がともに人権を認めながら、とともに責任を分かち合って、個性・能力を発揮して家庭、職場、地域などあらゆる場面でともに関わり、暮らしを豊かにするためにつくったものである。

＜条例の構成＞



＜基本的施策＞

- | | |
|------------------------|-------------------------|
| ○男女共同参画推進計画 | ○家庭生活における活動と他の活動との両立の支援 |
| ○附属機関等の委員の構成 | ○生涯にわたる健康への支援 |
| ○出資法人に対する男女共同参画の推進 | ○広報活動等の充実 |
| ○教育及び学習の場における男女共同参画の推進 | ○調査研究等 |
| ○事業者に対する男女共同参画の推進等 | ○表彰 |

推進体制の整備

- 市民との協力による体制整備
- ソーレを核とした施策の実施と市民活動への支援

＜委員会の設置＞

- 男女共同参画推進委員会
- 男女共同参画推進委員公募選考委員会
- 男女共同参画に関する表彰選考委員会

＜意見及び相談への対応＞

- 意見申出への対応
- 相談への対応

II 「高知市男女共同参画推進プラン 2021」策定

高知市では、「男女がともに輝く高知市男女共同参画条例」に基づき、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、推進計画を策定しています。令和3年3月に、「男女共同参画推進プラン 2016」の成果を引き継いだ「高知市男女共同参画推進プラン 2021（プラン 2021）」を策定しました。

【計画の期間】

2021（令和3）年度から2025（令和7）年度までの5年間

【計画の位置づけ】

- (1) この計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」です。
- (2) この計画は、条例に基づき設置した「高知市男女共同参画推進委員会」の意見等を取り入れ、男女共同参画社会の実現に向けた課題を整理し、市、市民、事業者及び市民団体等の職場、学校、地域、家庭その他社会のあらゆる分野における目標や指針となることをめざします。
- (3) この計画は、国の「第5次男女共同参画基本計画」や県の「こうち男女共同参画プラン」など、国や県の動向を勘案して策定・推進します。
- (4) この計画の一部は、女性活躍推進法第6条第2項に基づく「市町村推進計画」として位置づけます。

プラン2021体系図

基本目標		取組の方向性	
1 めざす 将来像 ジ ェ ン ダ ー 平 等 社 会 の 実 現	一人ひとりの人権が尊重される社会をつくりましょう	(ア)	多様な性の尊重と固定的な役割分担意識の解消
	(イ)	政策、方針決定過程における男女平等の促進	
2	DVやハラスメントのない社会をつくりましょう	(ア)	DV・性犯罪等暴力を根絶するための啓発の充実
		(イ)	DV・性犯罪等暴力の被害者への支援
		(ウ)	あらゆるハラスメントを防止するための啓発の充実
3	家庭や働く場においてジェンダー平等を実現しましょう(※)	(ア)	ワーク・ライフ・バランスの推進
		(イ)	育児・介護における多様なニーズに対応した支援の拡充
		(ウ)	女性活躍の推進
4	地域で、防災で、男女共同参画をすすめましょう	(ア)	地域活動における女性の参画の促進
		(イ)	防災分野における女性の参画の促進
5	生涯にわたる健康生活を充実させましょう	(ア)	あらゆるライフステージにおける心と体の健康支援

※「女性活躍推進法」に定める市町村推進計画として位置づける

III 「高知市男女共同参画の日」事業

① 高知市男女共同参画推進に関する啓発作品（川柳・フォトコンテスト）

② 高知市男女共同参画推進企業表彰

〈日 時〉 令和5年8月1日（火）

〈会 場〉 高知市役所本庁舎4階 特別応接室

〈内 容〉 ① お互いを思いやり、性別にかかわりなく誰もが自分らしく生きることができるジェンダー平等や男女共同参画を感じる川柳や写真作品を募集し、川柳部門で513作品、写真部門で17作品の応募をいただき、次のとおり表彰した。

★川柳

- 最優秀賞 「職歴に 主婦業書いて いいですか」 （一般 上村 典子さん）
優秀賞 「みつけよう 自分のままで 生きる道」 （小学6年 吉川 心結さん）
優秀賞 「日々の家事 当たり前より ありがとう」 （中学1年 宮地 心遙さん）
優秀賞 「あこがれは 自分らしさを 誇る君」 （高校3年 竹内 結那さん）
優秀賞 「長い髪 寄付の予定と 笑う彼」 （一般 山北 美砂子さん）

★写真

- 優秀賞 「桜と舞う笑顔^^」 （一般 林 里美さん）
優秀賞 「お料理大好き」 （一般 中村 紗紀さん）
優秀賞 「満開の笑顔と桜」 （一般 川上 順子さん）
優秀賞 「母」 （一般 泉本 誠さん）

② 市内事業者の男女共同参画の取組を促進するため、男女共同参画推進に積極的に取り組んでいる事業者を表彰している。令和5年度は株式会社片岡電気工事、北村商事株式会社、株式会社高知電子計算センター、新進建設株式会社、社会医療法人仁生会、南海化学株式会社土佐工場（50音順、敬称略）の6事業者を表彰した。



男女共同参画推進に関する啓発作品表彰式



高知市男女共同参画推進企業表彰式

③ 図書企画展「考えてみようジェンダー平等」

〈日 時〉 令和5年8月2日（水）～8月30日（水）

〈会 場〉 オーテピア高知図書館2階展示の本棚

〈内 容〉 家事や子育て、介護、働き方、LGBTs等、現代社会を生き抜く人々をサポートする本を集めた図書企画展を開催した。



3 こうち男女共同参画センターの概要

女性の地位向上や男女平等を目指して法や制度の整備が進む中、昭和 50 年代から 60 年代にかけて、活動拠点施設設置の陳情が、県下の女性団体等から活発に出されたことなどを受け、平成 2 年に女性を巡る諸問題の解決や新しい男女共生の社会を目指す市民の学習と活動・交流等を行う拠点として、また本格的な女性センター設立を目指す準備施設として、「高知市女性センター」を開設した。

以来、女性団体や市民グループ等の自主活動や交流の場として、また女性行政担当部署として、体制の確立や講座・講演会の開催等、女性行政の推進を図ってきた。

一方、平成 5 年にセンターを拠点とした女性団体・市民グループで組織する「高知女性ネットワークの会」「高知市に女性センターをつくる会」の署名活動や県・市両議会への請願、知事・市長への要望書が提出されたことを受け、平成 6 年 9 月、県市合同の「(仮称) 女性総合センター」設置が決定し、ワークショップを開催するなど利用者の意見を反映させながら、平成 11 年 1 月 29 日に「こうち女性総合センター（愛称ソーレ）」を開設した。

これにより、女性センターの事業は「こうち女性総合センター」に移管した。その後、平成 16 年 4 月に高知県男女共同参画社会づくり条例が施行されたことに伴い、センターの名称を「こうち男女共同参画センター」に改称した。また、平成 18 年 4 月から、その管理運営に指定管理者制度を導入し、指定管理者として県市で設立した「(財) こうち男女共同参画社会づくり財團（平成 24 年 4 月に公益財団法人に移行）」を選定し、男女共同参画社会の実現に向けた情報提供や講座・講演会の開催、啓発誌等の発行、相談窓口の開設、施設の貸出し等、多彩な事業を展開している。指定管理については、平成 18 年度 1 期から 5 期まで公募により上記財団が選定され、業務を継続して行っている。

(1) 施設

所 在 地	旭町 3 丁目 115 番地
敷 地 面 積	2,267.81 m ²
延 床 面 積	4,974.09 m ² (こうち男女共同参画センター専有面積 1,470.24 m ²)
構 造	鉄筋コンクリート造 南棟 5 階 北棟 3 階
建 築 主 体	高知市・高知県
施 設 形 態	複合施設 こうち男女共同参画センター、県立消費生活センター、ひとり親家庭支援センター、環境の杜こうち、がん相談センターこうち、高知家の女性しごと応援室
施 設 内 容	1 階 こうち男女共同参画センター事務室、図書・情報資料室、相談室、喫茶 2 階 県立消費生活センター、ひとり親家庭支援センター、がん相談センターこうち、託児室、グループ交流室、創作実習室、印刷室 3 階 研修室（3 室）、大会議室、環境の杜こうち、高知家の女性しごと応援室 4 階 調理実習室、試食室、和室（2 室） 5 階 視聴覚室、レクリエーション室
竣 工	平成 10 年 10 月 31 日
総 事 業 費	20 億 8,200 万円
職 員 数	12 人
利 用 時 間	9:00～21:00 (土・日・月曜日 9:00～17:00) 図書・情報資料室 9:00～20:00 (土・日・月曜日 9:00～17:00) 相談室 9:00～17:00
休 館 日	毎月第 2 水曜日、祝日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）

(2) 令和4年度事業実績

情報提供	図書等提供 利用登録者数 8,198人(うち新規 99人) 蔵書数 図書 10,134 冊, ビデオ・DVD 1,018 本																																												
広報啓発事業	冊子発行 情報紙「ソーレ・スコープ」発行(年4回 各7,000部) メールマガジン発行(12回), ホームページへの記録掲載 パネル貸出し 4件(8パネル)																																												
調査研究支援事業	男女共同参画に関する統計データ収集・提供, ウェブ調査(4回)																																												
学習研修事業	講演会 男女共同参画推進月間講演会, DV防止啓発講演会, 女性の人権講演会 講座等 男女共同参画講座 6講座, SOGIに関する講座 1講座 エンパワメント講座 1講座, 大学生向け講座 3講座 男性対象講座 2講座, 女性の健康講座 1講座 女性活躍応援講座 1講座全3回, 就労支援講座 3講座 女性防災プロジェクト 1講座全6回, 1講演会(防災啓発講座を兼ねる) 大学生実習 29回 県民からの企画提案事業 採択4件 出前講座(職員派遣1件, サポーター講師派遣23件, 県内・県外講師派遣7件) ボランティア育成・活用事業 登録者18人(活動延べ144人)																																												
交流・自主活動支援事業	ソーレえいど事業(男女共同参画を推進する活動支援) 採択1団体 ソーレまつり(5年1月14~29日) 会場開催・オンライン配信 来場者数 延べ1,417人, 視聴回数 延べ2,255回 会場開催 企画・イベント23企画(延べ37団体参加), オンライン配信 9団体参加 基調講演 視聴回数256回, 記念講演会 参加者269人 施設貸出し 3,750件 利用者数延べ4万6,571人																																												
相談事業	一般相談 1,951件, 法律相談 90件, こころの相談 42件, 男性のための悩み相談 60件 LGBTsに関する相談 21件, 相談員スキルアップ研修 3回, 相談関連講座 3講座全9回																																												
休眠預金活用事業	一般相談 1,951件内訳 <table border="1"> <thead> <tr> <th>相談内容</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>性・身体・健康</td> <td>450</td> </tr> <tr> <td>家族・家庭</td> <td>526</td> </tr> <tr> <td>生き方</td> <td>76</td> </tr> <tr> <td>福祉</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>仕事</td> <td>103</td> </tr> <tr> <td>暴力</td> <td>110</td> </tr> <tr> <td>暮らし</td> <td>215</td> </tr> <tr> <td>金銭</td> <td>77</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>369</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,951</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年齢</th> <th>人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10代</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>20代</td> <td>63</td> </tr> <tr> <td>30代</td> <td>144</td> </tr> <tr> <td>40代</td> <td>262</td> </tr> <tr> <td>50代</td> <td>434</td> </tr> <tr> <td>60代</td> <td>418</td> </tr> <tr> <td>70代</td> <td>213</td> </tr> <tr> <td>80代以上</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>不明</td> <td>374</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,951</td> </tr> </tbody> </table> 広報特別番組「防災に女性のチカラを」制作・放送(2回)	相談内容	計	性・身体・健康	450	家族・家庭	526	生き方	76	福祉	25	仕事	103	暴力	110	暮らし	215	金銭	77	その他	369	計	1,951	年齢	人数	10代	3	20代	63	30代	144	40代	262	50代	434	60代	418	70代	213	80代以上	40	不明	374	計	1,951
相談内容	計																																												
性・身体・健康	450																																												
家族・家庭	526																																												
生き方	76																																												
福祉	25																																												
仕事	103																																												
暴力	110																																												
暮らし	215																																												
金銭	77																																												
その他	369																																												
計	1,951																																												
年齢	人数																																												
10代	3																																												
20代	63																																												
30代	144																																												
40代	262																																												
50代	434																																												
60代	418																																												
70代	213																																												
80代以上	40																																												
不明	374																																												
計	1,951																																												

デ 一 タ

1 審議会等における女性の参画状況

高知市では、「男女がともに輝く高知市男女共同参画条例」に基づき、各種審議会の委員の委嘱や任命をする際、男女いずれか一方の委員の数が委員の総数の10分の4未満とならないよう努め、男女が共に責任を担い、利益を享受していく男女共同参画社会を築いていこうとしています。

(1) 審議会等における女性の参画状況

	審議会の数	委員総数	女性委員数	比率(%)	調査日
高知市	63	1,240	227	18.3	1994.7.1
	63	1,221	238	19.5	1995.5.1
	66	1,264	230	18.2	1996.5.1
高知県	71	1,342	252	18.8	1997.5.1
	77	1,358	259	19.1	1998.5.1
	85	1,386	279	20.1	1999.5.1
	86	1,614	407	25.2	2000.5.1
	82	1,496	384	25.7	2001.5.1
	110	1,571	400	25.5	2002.5.1
	108	1,342	324	24.1	2003.5.1
	106	1,321	343	26.0	2004.5.1
	99	1,135	319	28.1	2005.5.1
	104	1,265	336	26.6	2006.5.1
	105	1,318	332	25.2	2007.5.1
	111	1,329	348	26.2	2008.5.1
	110	1,316	318	24.2	2009.5.1
	113	1,368	320	23.4	2010.5.1
	112	1,333	321	24.1	2011.5.1
	108	1,258	319	25.4	2012.5.1
	115	1,313	345	26.3	2013.5.1
	109	1,255	327	26.1	2014.5.1
	120	1,377	378	27.5	2015.5.1
	123	1,349	372	27.6	2016.5.1
	132	1,450	422	29.1	2017.5.1
	129	1,408	437	31.0	2018.5.1
	138	1,502	452	30.1	2019.5.1
	118	1,417	457	32.3	2020.5.1
	115	1,387	432	31.1	2021.5.1
	120	1,431	439	30.7	2022.5.1
	119	1,423	438	30.8	2023.5.1
国	156	2,495	326	13.1	1994.5.1
	160	2,677	355	13.3	1995.5.1
	163	2,185	364	16.7	1996.5.1
	155	2,220	411	18.5	1997.5.1
	144	1,961	388	19.8	1998.5.1
	126	1,851	385	20.8	1999.5.1
	123	1,781	371	20.8	2000.5.1
	127	1,696	370	21.8	2001.5.1
	136	1,808	427	23.6	2002.5.1
	129	1,640	450	27.4	2003.5.1
	131	1,638	560	34.2	2004.5.1
	127	1,542	535	34.7	2005.5.1
	123	1,477	489	33.1	2006.5.1
	120	1,470	491	33.4	2007.5.1
	134	1,637	519	31.7	2008.5.1
	120	1,352	487	36.0	2009.5.1
	119	1,341	456	34.0	2010.5.1
	117	1,339	434	32.4	2011.5.1
	109	1,295	439	33.9	2012.5.1
	122	1,390	470	33.8	2013.5.1
	101	1,250	419	33.5	2014.5.1
	113	1,248	403	32.3	2015.5.1
	118	1,367	427	31.2	2016.5.1
	127	1,319	411	31.2	2017.5.1
	212	1,437	490	34.1	2018.5.1
	125	1,543	537	34.8	2019.5.1
	150	1,994	605	30.3	2020.5.1
	123	1,754	517	29.5	2021.5.1
	136	1,710	537	31.4	2022.5.1
	200	4,478	507	11.3	1994.3.31
	203	4,496	589	13.1	1995.3.31
	205	4,511	699	15.5	1996.3.31
	209	4,532	751	16.6	1997.3.31
	206	4,441	782	17.6	1998.3.31
	202	4,354	812	18.6	1999.3.31
	199	4,201	857	20.4	2000.3.31
	95	1,642	405	24.7	2001.3.31
	100	1,715	429	25.0	2002.3.31
	102	1,734	465	26.8	2003.9.30
	103	1,767	499	28.2	2004.9.30
	104	1,792	554	30.9	2005.9.30
	106	1,804	565	31.3	2006.9.30
	113	1,872	604	32.3	2007.9.30
	111	1,873	607	32.4	2008.9.30
	109	1,779	591	33.2	2009.9.30
	105	1,708	577	33.8	2010.9.30
	108	1,723	572	33.2	2011.9.30
	109	1,778	585	32.9	2012.9.30
	113	1,785	609	34.1	2013.9.30
	120	1,854	656	35.4	2014.9.30
	121	1,798	659	36.7	2015.9.30
	123	1,808	671	37.1	2016.9.30
	123	1,795	672	37.4	2017.9.30
	122	1,805	678	37.6	2018.9.30
	123	1,825	723	39.6	2019.9.30
	127	1,848	753	40.7	2020.9.30
	127	1,885	798	42.3	2021.9.30
	131	1,925	827	43.0	2022.9.30

(2)高知市の行政委員会における女性委員の状況(令和5年5月1日現在)

	名 称	委員数			比率(%)	担 当
		計	男	女		
1	教育委員会	4	1	3	75.0	教育政策課
2	公平委員会	3	2	1	33.3	公平委員会事務局
3	監査委員	4	4	0	0.0	監査委員事務局
4	農業委員会	19	16	3	15.8	農業委員会事務局
5	農地利用最適化推進委員	31	31	0	0.0	
6	固定資産評価審査委員会	15	12	3	20.0	固定資産評価審査委員会事務局
7	選挙管理委員会	4	3	1	25.0	選挙管理委員会事務局
	(選挙管理委員会補充員)	(4)	(2)	(2)	(50.0)	
	合 計	80	69	11	13.8	

(3)高知市の各審議会等一覧表(令和5年5月1日現在)

♦設置根拠別高知市審議会内訳♦

斜線	審議会等の数	委員総数	女性委員数	女性委員比率(%)	女性委員を含まない審議会
法令	13	342	88	25.7	2
条例	80	782	271	34.7	7
要綱等	26	299	79	26.4	6
合計	119	1,423	438	30.8	15

◇(法令に基づく審議会)

(令和5年5月1日現在)

No	審議会等名称	計	男	女	比率(%)	担当課
1	高知市国民保護協議会	49	48	1	2.0	防災政策課
2	高知市防災会議	60	56	4	6.7	
3	高知市社会福祉審議会	14	10	4	28.6	健康福祉総務課
4	高知市民生委員推薦会	12	10	2	16.7	
5	高知市介護認定審査会	139	81	58	41.7	介護保険課
6	高知市国民健康保険運営協議会	19	16	3	15.8	保険医療課
7	高知市感染症診査協議会	9	8	1	11.1	地域保健課
8	高知市障害支援区分認定等審査会	10	6	4	40.0	障がい福祉課
9	高知市小児慢性特定疾病審査会	3	3	0	0.0	子育て給付課
10	高知市開発審査会	7	4	3	42.9	都市計画課
11	高知広域都市計画事業中須賀土地区画整理審議会	9	5	4	44.4	市街地整備課
12	高知広域都市計画事業中須賀土地区画整理事業評議員会	4	4	0	0.0	
13	高知市建築審査会	7	3	4	57.1	建築指導課
	合 計	342	254	88	25.7	

◇ (条例に基づく審議会)

(令和5年5月1日現在)

No	審議会等名称	計	男	女	比率(%)	担当課
1	高知市行政改革推進委員会	14	8	6	42.9	行政改革推進課
2	高知市行政不服審査会	5	3	2	40.0	
3	高知市指定管理者業務評価委員会	6	5	1	16.7	
4	高知市個人情報保護運営審議会	10	6	4	40.0	広聴広報課
5	高知市行政情報公開・個人情報保護審査会	6	3	3	50.0	
6	高知市広聴広報推進委員会	8	4	4	50.0	
7	高知市特別職報酬等審議会	10	6	4	40.0	人事課
8	公務災害補償等認定委員会	5	4	1	20.0	
9	公務災害補償等審査会	3	2	1	33.3	
10	高知市職員倫理委員会	3	2	1	33.3	
11	高知市総合評価落札方式審査委員会	6	6	0	0.0	契約課
12	高知市談合情報審査会	3	2	1	33.3	
13	高知市随意契約認定団体審査会	3	2	1	33.3	
14	高知市公共調達審議会	7	6	1	14.3	
15	高知市公文書管理委員会	5	3	2	40.0	文書法制課
16	高知市立公民館運営審議会	11	6	5	45.5	文化振興課
17	高知市社会教育委員会	19	9	10	52.6	
18	高知市筆山文化会館運営委員会	6	4	2	33.3	
19	高知市文化振興審議会	13	9	4	30.8	
20	高知市春野文化ホールピアステージ運営審議会	7	4	3	42.9	
21	高知市立自由民権記念館協議会	8	4	4	50.0	民権・文化財課
22	高知市文化財保護審議会	14	11	3	21.4	
23	高知市春野郷土資料館運営審議会	5	3	2	40.0	
24	高知市男女共同参画推進委員会	10	4	6	60.0	人権同和・男女共同参画課
25	高知市人権尊重のまちづくり審議会	12	7	5	41.7	
26	高知市市民と行政のパートナーシップのまちづくり条例見守り委員会	14	7	7	50.0	地域コミュニティ推進課
27	高知市子どもまちづくり基金助成金交付審査委員会	7	5	2	28.6	
28	高知市安全で安心なまちづくり会議	14	9	5	35.7	くらし・交通安全課
29	高知市消費生活審議会	15	9	6	40.0	
30	高知市デマンド型乗合タクシー運行事業者選定審査委員会	5	4	1	20.0	交通戦略課
31	高知市スポーツ推進審議会	14	9	5	35.7	スポーツ振興課
32	高知市高齢者保健福祉計画推進協議会	20	15	5	25.0	地域共生社会推進課
33	高知市障害者計画等推進協議会	16	9	7	43.8	
34	高知市地域福祉計画推進協議会	16	11	5	31.3	
35	高知市食育推進会議	15	6	9	60.0	健康増進課
36	高知市地域密着型サービスの運営に関する委員会	9	5	4	44.4	介護保険課
37	高知市介護保険施設等整備事業者審査委員会	5	3	2	40.0	
38	高知市地域保健推進協議会	13	8	5	38.5	地域保健課
39	高知市医療安全推進協議会	8	5	3	37.5	
40	高知市自立支援協議会	9	5	4	44.4	障がい福祉課
41	高知市老人ホーム入所判定委員会	5	5	0	0.0	高齢者支援課
42	高知市地域包括支援センター運営協議会	9	6	3	33.3	基幹型地域包括支援センター
43	高知市成年後見制度利用促進審議会	10	6	4	40.0	
44	高知声と点字の図書館運営協議会	10	6	4	40.0	声と点字の図書館

◇ (条例に基づく審議会)

(令和5年5月1日現在)

No	審議会等名称	計	男	女	比率(%)	担当課
45	高知市子ども・子育て支援会議	15	9	6	40.0	子育て給付課
46	高知市児童福祉審議会	8	6	2	25.0	
47	高知市放課後児童等対策推進委員会	10	7	3	30.0	子ども育成課
48	高知市予防接種健康被害調査委員会	6	5	1	16.7	母子保健課
49	高知市環境審議会	13	8	5	38.5	新エネルギー・環境政策課
50	高知市廃棄物処理運営審議会	14	9	5	35.7	
51	鏡川清流保全審議会	13	11	2	15.4	
52	高知市里山保全審議会	11	5	6	54.5	
53	高知市公害対策審議会	11	7	4	36.4	環境保全課
54	高知市放置自動車廃物判定委員会	5	5	0	0.0	廃棄物対策課
55	高知市産業廃棄物処理施設設置審議会	5	5	0	0.0	
56	高知市立龍馬の生まれたまち記念館指定管理者審査委員会	7	5	2	28.6	観光企画課
57	高知よさこい情報交流館指定管理者審査委員会	7	6	1	14.3	
58	はりまや橋観光バスタークニナル指定管理審査委員会	7	6	1	14.3	
59	高知市観光振興計画推進委員会	15	9	6	40.0	
60	高知市桂浜公園駐車場指定管理者審査委員会	7	6	1	14.3	
61	国民宿舎「桂浜荘」指定管理者審査委員会	7	6	1	14.3	
62	高知市桂浜公園指定管理者審査委員会	7	4	3	42.9	農林水産課
63	高知市農林業振興審議会	15	13	2	13.3	
64	高知市農業委員会委員候補者選考委員会	7	7	0	0.0	土佐山地域振興課
65	オーベルジュ土佐山運営審議会	7	5	2	28.6	
66	高知市中央卸売市場運営委員会	11	11	0	0.0	市場課
67	高知市公設水産地方卸売市場運営委員会	14	14	0	0.0	
68	高知市景観審議会	10	4	6	60.0	都市計画課
69	高知市都市計画審議会	19	14	5	26.3	
70	高知市空家等対策協議会	11	6	5	45.5	建築指導課
71	高知市住宅審議会	11	8	3	27.3	住宅政策課
72	高知市緑政審議会	12	9	3	25.0	みどり課
73	高知市いじめ防止等対策委員会	6	5	1	16.7	人権・こども支援課
74	高知市いじめ問題対策連絡協議会	12	6	6	50.0	
75	高知市人権教育推進委員会	9	5	4	44.4	
76	高知市民図書館協議会	10	5	5	50.0	図書館・科学館課
77	高知みらい科学館協議会	10	8	2	20.0	
78	高知市教育支援委員会	15	5	10	66.7	教育研究所
79	高知市教育研究所運営委員会	12	6	6	50.0	
80	高知市青年センター運営委員会	10	5	5	50.0	青少年・事務管理課
	合 計	782	511	271	34.7	

◇ (要綱等に基づく審議会)

(令和5年5月1日現在)

No	審議会等名称	計	男	女	比率(%)	担当課
1	高知市まち・ひと・しごと創生有識者会議	14	12	2	14.3	政策企画課
2	れんけいこううち広域都市圏ビジョン推進懇談会	14	14	0	0.0	
3	高知市二段階移住プロモーション業務プロポーザル選定委員会	6	4	2	33.3	地域活性推進課
4	高知市職員復職支援委員会	9	6	3	33.3	人事課
5	高知市斎場運営協議会	8	6	2	25.0	斎場
6	高知市地域公共交通会議	21	20	1	4.8	交通戦略課
7	高知市地域公共交通あり方検討会	5	5	0	0.0	
8	高知市スポーツ賞表彰委員会	5	5	0	0.0	スポーツ振興課
9	高知市在宅医療・介護連携推進委員会	19	11	8	42.1	地域共生社会推進課
10	高知市衛生検査精度管理専門委員	4	2	2	50.0	地域保健課
11	高知市高齢者虐待予防ネットワーク会議	15	10	5	33.3	基幹型地域包括支援センター
12	高知市地域包括支援センター運営事業プロポーザル選定委員会	8	5	3	37.5	
13	高知市口腔保健検討会	10	5	5	50.0	健康増進課
14	高知市生活習慣病予防に関する協議会	12	4	8	66.7	
15	高知市難病対策地域協議会	14	8	6	42.9	
16	高知市精神障害者地域移行代表者会議	17	13	4	23.5	
17	高知市医療的ケア児及び重度の障害のある子どもの支援検討会	11	6	5	45.5	子ども育成課
18	高知市要保護児童対策地域協議会	26	21	5	19.2	子ども家庭支援センター
19	高知市再生可能エネルギー促進による農山漁村活性化協議会	5	5	0	0.0	新エネルギー・環境政策課
20	高知市清掃工場運営協議会	11	11	0	0.0	清掃工場
21	高知市中小企業振興専門会議	9	8	1	11.1	産業政策課
22	高知市街路市運営協議会	13	13	0	0.0	商業振興・外商支援課
23	高知市街路市活性化推進委員会	14	9	5	35.7	
24	高知市建築紛争調整委員	5	3	2	40.0	建築指導課
25	高知市弥右衛門公園運営協議会	9	6	3	33.3	みどり課
26	高知市不登校支援推進協議会	15	8	7	46.7	教育研究所
	合 計	299	220	79	26.4	

2 高知市の職制別職員数

(令和5年4月1日)

標準的な職務内容	計	男	女
一般行政職	部長	15	15
	副部長	25	19
	課長	96	76
	課長補佐	164	96
	主幹	88	52
	係長	245	137
	主任	296	121
	主査・技査	275	131
	主査補・技査補	242	105
	主事・技師	308	100
小計	1,754	852	902
技能労務職等	205	129	76
医療職・教育職	162	80	82
消防職	356	347	9
企業職(上下水道局)	222	178	44
計	2,699	1,586	1,113

3 高知市の職種別新規採用者数

(令和4年4月2日～令和5年4月1日)

区分	計	男	女
事務職	47	20	27
技術職	10	7	3
保育士	12	0	12
医師	0	0	0
保健師	2	0	2
獣医師	2	1	1
理学療法士	0	0	0
作業療法士	0	0	0
歯科衛生士	0	0	0
看護師(助産師含む)	0	0	0
診療放射線技師	0	0	0
薬剤師	0	0	0
栄養士	0	0	0
技能・労務職等	8	6	2
司書	1	0	1
芸芸員	0	0	0
精神保健福祉士	0	0	0
消防職	6	6	0
企業職(上下水道局)	3	3	0
社会福祉士	0	0	0
幼稚園教諭	0	0	0
主任介護支援専門員	0	0	0
心理士	0	0	0
発掘調査員	1	1	0
計	92	44	48

4 女性職員の職域拡大

(1) 一般行政職の男女構成比

性別	年齢区分	平成12年度		13年度		14年度		15年度		16年度		17年度	
		人数	比率(%)	人数	比率(%)	人数	比率(%)	人数	比率(%)	人数	比率(%)	人数	比率(%)
女	35歳以下	295	16.2	304	16.9	286	16.2	300	17.3	304	17.7	296	16.7
	36歳以上	349	19.1	372	20.6	385	21.7	355	20.4	353	20.6	393	22.2
合 計		644	35.3	676	37.5	671	37.9	655	37.7	657	38.3	689	38.9
男	35歳以下	316	17.3	277	15.4	268	15.1	279	16.0	285	16.6	271	15.3
	36歳以上	863	47.3	848	47.1	833	47.0	805	46.3	772	45.1	810	45.8
合 計		1,179	64.7	1,125	62.5	1,101	62.1	1,084	62.3	1,057	61.7	1,081	61.1
総 計		1,823	100	1,801	100	1,772	100	1,739	100	1,714	100	1,770	100

性別	年齢区分	18年度		19年度		20年度		21年度		22年度		23年度	
		人数	比率(%)										
女	35歳以下	289	16.6	291	17.0	294	16.2	275	15.6	267	16.0	257	15.2
	36歳以上	393	22.6	397	23.2	470	26.0	488	27.7	464	27.8	493	29.1
合 計		682	39.2	688	40.2	764	42.2	763	43.3	731	43.8	750	44.3
男	35歳以下	256	14.7	263	15.3	258	14.3	234	13.3	216	12.9	215	12.7
	36歳以上	802	46.1	762	44.5	787	43.5	764	43.4	724	43.3	727	43.0
合 計		1,058	60.8	1,025	59.8	1,045	57.8	998	56.7	940	56.2	942	55.7
総 計		1,740	100	1,713	100	1,809	100	1,761	100	1,671	100	1,692	100

性別	年齢区分	24年度		25年度		26年度		27年度		28年度		29年度	
		人数	比率(%)										
女	35歳以下	248	14.4	257	14.9	296	17.9	292	17.2	282	16.4	315	18.1
	36歳以上	528	30.6	527	30.7	488	29.5	529	31.2	561	32.6	546	31.3
合 計		776	45.0	784	45.6	784	47.4	821	48.4	843	49.0	861	49.4
男	35歳以下	191	11.0	187	10.9	204	12.4	191	11.2	207	12.0	240	13.8
	36歳以上	759	44.0	748	43.5	665	40.2	686	40.4	670	39.0	642	36.8
合 計		950	55.0	935	54.4	869	52.6	877	51.6	877	51.0	882	50.6
総 計		1,726	100	1,719	100	1,653	100	1,698	100	1,720	100	1,743	100

性別	年齢区分	30年度		31年度		令和2年度		3年度		4年度		5年度	
		人数	比率(%)										
女	35歳以下	294	17.0	309	17.8	308	17.8	340	19.3	354	19.9	350	20.0
	36歳以上	552	32.0	549	31.7	548	31.7	548	31.0	556	31.3	552	31.4
合 計		846	49.0	858	49.5	856	49.5	888	50.3	910	51.2	902	51.4
男	35歳以下	230	13.4	236	13.6	235	13.6	255	14.4	252	14.2	244	13.9
	36歳以上	649	37.6	638	36.8	637	36.9	622	35.2	616	34.6	608	34.7
合 計		879	51.0	874	50.5	872	50.5	877	49.7	868	48.8	852	48.6
総 計		1,725	100	1,732	100	1,728	100	1,765	100	1,778	100	1,754	100

(2) 職員(事務職)の実施年度別採用状況

性別＼年度	平成7年度		8年度		9年度		10年度		11年度		12年度	
	人数	比率(%)	人数	比率(%)	人数	比率(%)	人数	比率(%)	人数	比率(%)	人数	比率(%)
女	19	59.4	16	55.2	9	40.9	21	55.3	32	58.2	31	57.4
男	13	40.6	13	44.8	13	59.1	17	44.7	23	41.8	23	42.6
計	32	100	29	100	22	100	38	100	55	100	54	100

性別＼年度	13年度		14年度		15年度		16年度		17年度		18年度	
	人数	比率(%)										
女	10	41.7	5	38.5	16	51.6	2	66.7	5	38.5	18	50.0
男	14	58.3	8	61.5	15	48.4	1	33.3	8	61.5	18	50.0
計	24	100	13	100	31	100	3	100	13	100	36	100

性別＼年度	19年度		20年度		21年度		22年度		23年度		24年度	
	人数	比率(%)										
女	11	64.7	7	38.9	17	63.0	6	33.3	26	46.4	20	52.6
男	6	35.3	11	61.1	10	37.0	12	66.7	30	53.6	18	47.4
計	17	100	18	100	27	100	18	100	56	100	38	100

性別＼年度	25年度		26年度		27年度		28年度		29年度		30年度	
	人数	比率(%)										
女	17	48.6	30	58.8	14	34.1	20	50.0	36	70.6	32	58.2
男	18	51.4	21	41.2	27	65.9	20	50.0	15	29.4	23	41.8
計	35	100	51	100	41	100	40	100	51	100	55	100

性別＼年度	令和元年度		2年度		3年度		4年度	
	人数	比率(%)	人数	比率(%)	人数	比率(%)	人数	比率(%)
女	31	59.6	40	54.8	46	78.0	27	57.4
男	21	40.4	33	45.2	13	22.0	20	42.6
計	52	100	73	100	59	100	47	100

(3) 技術職への女性の参加状況(全部局)

(令和5年4月1日現在)

業種	年度区分	平成7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
建築	女	3	3	3	3	3	3	3	3	3	5
	男	66	65	65	65	62	63	65	65	66	68
	計	69	68	68	68	65	66	68	68	69	73
土木	女	2	2	2	3	3	3	3	4	5	5
	男	199	200	199	199	196	197	201	197	189	189
	計	201	202	201	202	199	200	204	201	194	194
電気	女	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	男	35	35	36	36	39	40	41	39	39	37
	計	37	37	38	38	41	42	43	41	41	39
化学	女	3	3	5	6	6	5	5	4	3	3
	男	22	22	22	24	24	24	24	24	25	25
	計	25	25	27	30	30	29	29	28	28	28
機械	女	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	男	33	31	31	32	33	33	33	33	33	33
	計	33	31	31	32	33	33	33	33	33	33
計	女	10	10	12	14	14	13	13	13	13	15
	男	355	353	353	356	354	357	364	358	352	352
	計	365	363	365	370	368	370	377	371	365	367

業種	年度区分	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
建築	女	5	5	5	5	4	4	4	6	6	5(6)
	男	66	65	60	58	56	56	56	54	51	48(50)
	計	71	70	65	63	60	60	56	60	57	53(56)
土木	女	4	5	5	4	6	5	6	6	7	4(7)
	男	197	194	185	182	172	136	133	135	130	100(167)
	計	201	199	190	186	178	141	139	141	137	104(174)
電気	女	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2(2)
	男	37	37	36	32	29	27	31	33	35	24(37)
	計	39	39	38	34	31	29	33	35	37	26(39)
化学	女	3	2	2	4	4	2	3	2	3	1(5)
	男	24	23	20	21	19	14	15	15	15	11(19)
	計	27	25	22	25	23	16	18	17	18	12(24)
機械	女	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0(1)
	男	34	34	34	36	36	34	39	42	42	30(47)
	計	34	34	34	36	36	34	39	43	43	30(48)
計	女	14	14	14	15	16	13	15	17	19	12(21)
	男	358	353	335	329	312	267	270	279	273	213(320)
	計	372	367	349	344	328	280	285	296	292	225(341)

業種	年度区分	27	28	29	30	31	令和2	3	4	5
建築	女	7(8)	5(6)	6(7)	8(9)	9(10)	10(11)	14(15)	14(15)	14(15)
	男	44(46)	43(45)	38(40)	36(38)	37(39)	37(37)	38(38)	39(39)	38(38)
	計	51(54)	48(51)	44(47)	44(47)	46(49)	47(48)	52(53)	53(54)	52(53)
土木	女	5(8)	5(9)	6(11)	6(13)	3(10)	4(11)	5(14)	5(14)	6(15)
	男	99(166)	97(166)	95(163)	93(159)	93(158)	94(159)	96(161)	95(158)	93(157)
	計	104(174)	102(175)	101(174)	99(172)	96(168)	98(170)	101(175)	100(172)	99(172)
電気	女	2(2)	1(2)	1(2)	1(2)	1(2)	1(2)	1(3)	1(3)	1(3)
	男	25(36)	23(35)	26(37)	25(37)	26(38)	23(36)	26(38)	27(40)	27(40)
	計	27(38)	24(37)	27(39)	26(39)	27(40)	24(38)	27(41)	28(43)	28(43)
化学	女	2(5)	2(5)	2(5)	3(6)	3(6)	1(5)	0(5)	0(5)	1(6)
	男	10(20)	11(21)	11(20)	10(20)	10(20)	11(20)	10(17)	10(18)	10(18)
	計	12(25)	13(26)	13(25)	13(26)	13(26)	16(25)	10(22)	10(23)	11(24)
機械	女	0(1)	0(1)	0(1)	1(2)	1(2)	1(2)	1(2)	1(2)	1(2)
	男	31(48)	30(49)	31(50)	30(49)	30(46)	30(47)	33(50)	35(51)	33(49)
	計	31(49)	30(50)	31(51)	31(51)	31(48)	31(49)	34(52)	36(53)	34(51)
計	女	16(24)	13(23)	15(26)	19(32)	17(30)	17(31)	21(39)	21(39)	23(41)
	男	209(316)	204(316)	201(310)	194(303)	196(301)	195(299)	203(304)	206(306)	201(302)
	計	225(340)	217(339)	216(336)	213(335)	213(331)	212(330)	224(343)	227(345)	224(343)

()内は上下水道局を含む。

(4)一般行政職の管理監督職への登用状況

(令和5年4月1日現在)

職制区分	年度		平成12		13		14		15		16		17		18		19	
	人数	比率(%)	人数	比率(%)	人数	比率(%)	人数	比率(%)	人数	比率(%)	人数	比率(%)	人数	比率(%)	人数	比率(%)	人数	比率(%)
部長	女	2	11.8	1	6.7	1	6.7	1	6.3	1	6.3	1	5.6	1	5.6	1	6.3	
	男	15	88.2	14	93.3	14	93.3	15	93.7	15	93.7	17	94.4	17	94.4	15	93.7	
	計	17	100	15	100	15	100	16	100	16	100	18	100	18	100	16	100	
副部長	女	1	2.4	1	2.4	1	2.7	0	-	1	3.7	1	3.8	1	3.6	1	3.0	
	男	40	97.6	40	97.6	36	97.3	35	100	26	96.3	25	96.2	27	96.4	32	97.0	
	計	41	100	41	100	37	100	35	100	27	100	26	100	28	100	33	100	
課長	女	4	4.0	5	5.7	4	4.8	5	5.7	2	2.2	2	2.1	3	3.2	6	6.6	
	男	96	96.0	82	94.3	79	95.2	82	94.3	87	97.8	93	97.9	90	96.8	85	93.4	
	計	100	100	87	100	83	100	87	100	89	100	95	100	93	100	91	100	
補課佐長	女	17	12.3	16	11.6	16	11.3	16	11.3	14	10.4	19	13.7	18	13.2	18	13.2	
	男	121	87.7	122	88.4	126	88.7	125	88.7	121	89.6	120	86.3	118	86.8	118	86.8	
	計	138	100	138	100	142	100	141	100	135	100	139	100	136	100	136	100	
係長	女	42	14.3	55	18.5	50	17.7	55	19.8	56	19.9	59	20.0	57	19.5	59	20.3	
	男	252	85.7	243	81.5	233	82.3	223	80.2	226	80.1	236	80.0	235	80.5	231	79.7	
	計	294	100	298	100	283	100	278	100	282	100	295	100	292	100	290	100	
総計	女	66	11.2	78	13.5	72	12.9	77	13.8	74	13.5	82	14.3	80	14.1	85	15.0	
	男	524	88.8	501	86.5	488	87.1	480	86.2	475	86.5	491	85.7	487	85.9	481	85.0	
	計	590	100	579	100	560	100	557	100	549	100	573	100	567	100	566	100	

内 上 佐	女	24	8.1	23	8.2	22	7.9	22	7.9	18	6.7	23	8.3	23	8.4	26	9.4
	男	272	91.9	258	91.8	255	92.1	257	92.1	249	93.3	255	91.7	252	91.6	250	90.6
	計	296	100.0	281	100.0	277	100.0	279	100.0	267	100.0	278	100.0	275	100.0	276	100.0

職制区分	年度		20		21		22		23		24		25		26		27	
	人数	比率(%)	人数	比率(%)	人数	比率(%)	人数	比率(%)	人数	比率(%)	人数	比率(%)	人数	比率(%)	人数	比率(%)	人数	比率(%)
部長	女	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	1	5.9	1	5.9	
	男	15	100	15	100	12	100	14	100	13	100.0	15	100.0	16	94.1	16	94.1	
	計	15	100	15	100	12	100	14	100	13	100	15	100	17	100	17	100	
副部長	女	0	-	0	-	1	3.3	1	3.6	1	3.3	1	3.7	1	3.7	1	4.0	
	男	33	100	31	100	29	96.7	27	96.4	29	96.7	26	96.3	26	96.3	24	96.0	
	計	33	100	31	100	30	100	28	100	30	100	27	100	27	100	25	100	
課長	女	5	5.5	4	4.8	5	6.3	6	7.7	8	9.8	7	8.6	9	11.8	9	11.5	
	男	86	94.5	79	95.2	74	93.7	72	92.3	74	90.2	74	91.4	67	88.2	69	88.5	
	計	91	100	83	100	79	100	78	100	82	100	81	100	76	100	78	100	
補課佐長	女	21	15.2	24	18.5	26	22.2	26	21.7	27	23.3	36	28.6	41	31.3	37	28.0	
	男	117	84.8	106	81.5	91	77.8	94	78.3	89	76.7	90	71.4	90	68.7	95	72.0	
	計	138	100	130	100	117	100	120	100	116	100	126	100	131	100	132	100	
係長	女	65	22.0	62	22.0	63	23.9	64	25.3	77	29.1	79	29.9	82	31.4	110	37.0	
	男	230	78.0	220	78.0	201	76.1	189	74.7	188	70.9	185	70.1	179	68.6	187	63.0	
	計	295	100	282	100	264	100	253	100	265	100	264	100	261	100	297	100	
総計	女	91	15.9	90	16.6	95	18.9	97	19.7	113	22.3	123	24.0	134	26.2	158	28.8	
	男	481	84.1	451	83.4	407	81.1	396	80.3	393	77.7	390	76.0	378	73.8	391	71.2	
	計	572	100	541	100	502	100	493	100	506	100	513	100	512	100	549	100	

内 上 佐	女	26	9.4	28	10.8	32	13.4	33	13.8	36	14.9	44	17.7	52	20.7	48	19.0
	男	251	90.6	231	89.2	206	86.6	207	86.2	205	85.1	205	82.3	199	79.3	204	81.0
	計	277	100.0	259	100.0	238	100.0	240	100.0	241	100.0	249	100.0	251	100.0	252	100.0

職制区分	年度		28		29		30		31		令和2		3		4		5	
	人数	比率(%)	人数	比率(%)	人数	比率(%)	人数	比率(%)	人数	比率(%)	人数	比率(%)	人数	比率(%)	人数	比率(%)	人数	比率(%)
部長	女	1	6.3	1	5.6	1	5.3	3	18.8	2	11.8	1	7.1	0	-	0	-	
	男	15	93.7	17	94.3	18	94.6	13	81.2	15	88.2	13	92.9	15	100.0	15	100.0	
	計	16	100	18	100	19	100	16	100	17	100	14	100	15	100	15	100	
副部長	女	2	6.9	2	6.9	2	8.0	2	7.1	3	11.5	3	9.7	4	14.8	6	24.0	
	男	27	93.1	27	93.1	23	92.0	26	92.9	23	88.5	28	90.3	23	85.2	19	76.0	
	計	29	100	29	100	25	100	28	100	26	100	31	100	27	100	25	100	
課長	女	11	13.9	10	12.0	11	12.6	14	15.7	13	14.1	18	19.1	21	21.6	20	20.8	
	男	68	86.1	73	88.0	76	87.4	75	84.3	79	85.9	76	80.9	76	78.4	76	79.2	
	計	79	100	83	100	87	100	89	100	92	100	94	100	97	100	96	100	
補課佐長	女	54	36.2	56	37.3	60	36.6	62	39.2	64	42.4	72	46.8	74	44.8	68	41.5	
	男	95	63.8	94	62.7	104	63.4	96	60.8	87	57.6	82	53.2	91	55.2	96	58.5	
	計	149	100	150	100	164	100	158	100	151	100	154	100	165	100	164	100	

(5)一般行政職における36歳以上の職員に対する管理監督職の割合男女比較

(令和5年4月1日現在)

		平成12	13	14	15	16	17	18
女	在職者数(人)	349	372	385	355	353	393	393
	職制数(人)	66	78	72	77	74	82	80
	割合(%)	18.9	21.0	18.7	21.7	21.0	20.9	20.4
男	在職者数(人)	863	848	833	805	772	810	802
	職制数(人)	524	501	488	480	475	491	487
	割合(%)	60.7	59.1	58.6	59.6	61.5	60.6	60.7
計	在職者数(人)	1,212	1,220	1,218	1,160	1,125	1,203	1,195
	職制数(人)	590	579	560	557	549	573	567
	割合(%)	48.7	47.5	46.0	48.0	48.8	47.6	47.4

		19	20	21	22	23	24	25
女	在職者数(人)	397	470	488	464	493	528	527
	職制数(人)	85	91	90	95	97	113	123
	割合(%)	21.4	19.4	18.4	20.5	19.7	21.4	23.3
男	在職者数(人)	762	787	764	724	727	759	748
	職制数(人)	481	481	451	407	396	393	390
	割合(%)	63.1	61.1	59.0	56.2	54.5	51.8	52.1
計	在職者数(人)	1,159	1,257	1,252	1,188	1,220	1,287	1,275
	職制数(人)	566	572	541	502	493	506	513
	割合(%)	48.8	45.5	43.2	42.3	40.4	39.3	40.2

		26	27	28	29	30	31	令和2
女	在職者数(人)	488	529	561	546	552	549	548
	職制数(人)	134	158	175	184	192	203	207
	割合(%)	27.5	29.9	31.2	33.7	34.8	37.0	37.8
男	在職者数(人)	665	686	670	642	649	638	637
	職制数(人)	378	391	395	403	415	409	413
	割合(%)	56.8	57.0	59.0	62.8	63.9	64.1	64.8
計	在職者数(人)	1,153	1,215	1,231	1,188	1,201	1,187	1,185
	職制数(人)	512	549	570	587	607	612	620
	割合(%)	44.4	45.2	46.3	49.4	50.5	51.6	52.3

		3	4	5
女	在職者数(人)	548	556	552
	職制数(人)	227	238	238
	割合(%)	41.4	42.8	43.1
男	在職者数(人)	622	616	608
	職制数(人)	403	396	395
	割合(%)	64.8	64.3	65.0
計	在職者数(人)	1,170	1,172	1,160
	職制数(人)	630	634	633
	割合(%)	53.8	54.1	54.6

5 高知市の市議会議員数

(令和5年5月2日現在)

会派名	総数	男	女	女性比率(%)
自由民主党・中道の会	14	13	1	7.1
市民クラブ	7	6	1	14.3
高知市議会公明党	6	4	2	33.3
日本共産党高知市議団	6	3	3	50.0
参政党高知市議団	1	1	0	0.0
合計	34	27	7	20.6

※条例定数34名

6 高知市民の選挙(高知市選挙区)

①投票率

衆議院議員選挙小選挙区投票率 (%)

年	S24	S27	S28	S30	S33	S35	S38	S42	S44	S47	S51	S54
男	77.9	73.6	70.7	73.77	79.64	72.61	73.11	78.00	73.34	74.68	70.51	65.42
女	69.0	65.3	64.3	66.60	76.31	70.39	70.06	77.66	76.66	77.72	74.78	70.09
平均	73.2	69.1	67.2	69.81	77.80	71.38	71.42	77.81	75.16	76.34	72.83	67.95
年	S55	S58	S61	H2	H5	H8		H12		H15		
男	64.24	62.84	62.75	69.03	60.09	1区 51.78	2区 43.64	1区 55.77	2区 47.40	1区 48.33	2区 49.88	
女	68.21	65.77	66.57	73.39	63.97	54.86	46.29	59.96	49.04	51.03	52.76	
平均	66.39	64.42	64.82	71.40	62.20	53.46	45.02	58.05	48.27	49.81	51.40	
年	H17		H21		H24		H26		H29		R3	
男	1区 57.64	2区 59.08	1区 63.53	2区 64.52	1区 50.17	2区 50.38	1区 47.06	2区 45.52	1区 45.53	2区 46.12	1区 51.05	2区 52.93
女	61.45	63.68	64.59	65.79	50.27	50.57	46.93	46.36	46.42	47.64	53.45	56.84
平均	59.72	61.52	64.11	65.20	50.22	50.48	46.99	45.97	46.02	46.94	52.25	54.89

参議院議員選挙県選出投票率 (%)

年	S22	S25	S28	S31	S34	S37	S40	S43	S46	S49 (5月)	S49 (7月)	S52
男	69.4	69.6	62.3	64.24	68.41	73.90	68.02	69.89	61.91	61.55	69.76	60.71
女	57.9	63.0	55.7	58.76	63.39	74.84	68.46	71.36	65.33	65.50	72.33	65.71
平均	63.2	66.0	58.7	61.21	65.63	74.42	68.27	70.70	63.78	63.70	71.16	63.42
年	S55	S58	S61	H元	H4	H7	H10	H13	H16	H19	H22	H25
男	64.21	50.92	62.64	62.47	44.10	39.34	46.74	49.19	49.89	52.05	53.14	45.43
女	68.15	54.04	66.47	66.19	45.98	41.54	49.26	52.58	52.09	53.51	54.74	45.50
平均	66.34	52.60	64.72	64.49	45.12	40.53	48.11	51.03	51.08	52.85	54.13	45.47
年	H28	R元	R4									
男	39.72	40.61	43.05									
女	40.77	41.98	45.19									
平均	40.29	41.35	44.21									

市議会議員選挙投票率 (%)

年	S22	S26	S30	S34	S38	S42	S46	S50	S54	S58	S62	H3
男	79	86	81.64	83.00	75.86	69.71	71.98	69.11	64.76	62.12	56.87	48.01
女	76	86	82.91	83.62	78.32	73.18	76.77	72.76	70.74	67.61	61.51	53.08
平均	77	86	82.34	83.35	77.23	71.64	74.61	71.10	68.01	65.09	59.39	50.78
年	H7	H11	H15		H17増員選挙		H19		H20増員選挙	H23	H27	H31
男	47.95	44.99	41.52	78.75	84.69	41.44	77.60	56.75	41.54	37.05	35.38	33.71
女	52.72	49.01	45.66	79.76	86.04	45.07	80.00	61.04	43.57	38.91	37.54	35.81
平均	50.55	47.18	43.77	79.28	85.38	43.42	78.81	59.04	42.64	38.06	36.55	34.85

※鏡選挙区は無投票

市長選挙投票率 (%)

年	S22	(決投) S22	S26	S30	S34	S38	S42	S46	S50	S53	S57	S61
男	74	67	87	69.71	79.66	73.03	75.32	63.98	64.11	55.98	66.74	63.02
女	67	62	87	66.16	78.41	72.93	76.58	66.45	65.41	59.21	71.81	68.52
平均	70	64	87	67.75	78.97	72.97	76.02	65.33	64.82	57.73	69.48	66.00
年	H2	H6	H10	H14	H15	H19	H23	H27	R元			
男	25.36	52.10	37.48	36.78	54.14	38.37	26.92	27.51	41.50			
女	29.11	58.68	43.00	41.28	60.72	42.37	29.00	30.13	45.01			
平均	27.40	55.68	40.48	39.23	57.71	40.55	28.05	28.93	43.40			

②立候補者数・当選者数

衆議院議員

參議院議員

高知県知事

※S22.4.15が決選投票

投票日		R元 11.24
立候補者	女	0
	男	2
当選者	女	0
	男	1

高知市長

※S22.4.15が決選投票

高知県議会議員

高知市議会議員

7 高知市の労働力状態

(令和2年国勢調査より)

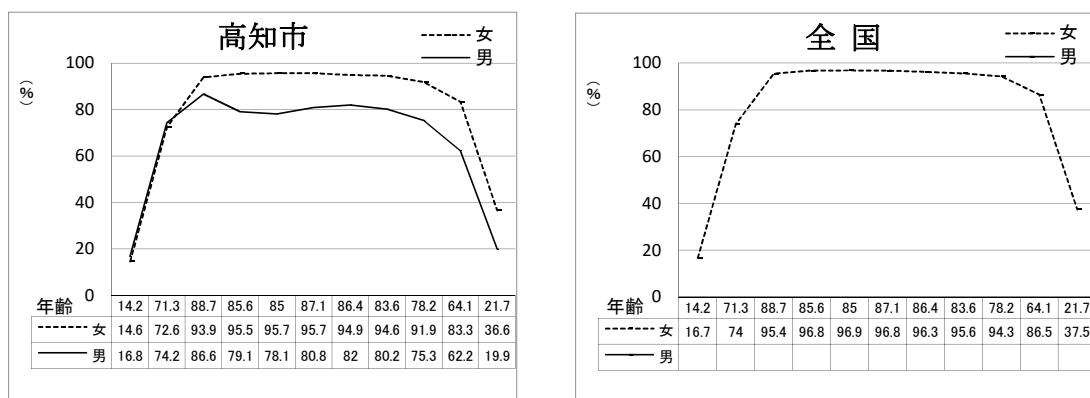
	女 (人)	男 (人)
労働力人口(15歳以上)	71,903	74,984
就業者	69,414	71,502
(未婚)	19,002	19,530
(有配偶)	38,434	46,500
(死別・離別)	11,464	4,961
うち被雇用者	60,701	59,064
(未婚)	17,633	16,908
(有配偶)	33,084	38,149
(死別・離別)	9,651	3,803
完全失業者	2,489	3,482
非労働力人口(15歳以上)	58,244	32,680

8 労働率

(令和2年国勢調査より)

(注)労働率は年齢階級別の総数(労働力状態「不詳」を除く)人口に占める労働力人口の割合として算出(%)

年齢階級	都市名											
	15~19	20~24	25~29	30~34	35~39	40~44	45~49	50~54	55~59	60~64	65~	
高知市	女	14.2	71.3	88.7	85.6	85.0	87.1	86.4	83.6	78.2	64.1	21.7
	男	14.6	72.6	93.9	95.5	95.7	95.7	94.9	94.6	91.9	83.3	36.6
全国	女	16.8	74.2	86.6	79.1	78.1	80.8	82.0	80.2	75.3	62.2	19.9
	男	16.7	74.0	95.4	96.8	96.9	96.8	96.3	95.6	94.3	86.5	37.5



9 高知市長表彰受賞者数

	H14年		H15年		H16年		H17年		H18年		H19年		H20年		H21年		H22年	
	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男
善行	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教育文化	2	4	1	2	0	1	0	1	0	2	0	2	0	2	0	1	0	3
産業	0	1	1	3	0	1	0	1	0	3	0	1	0	1	0	1	0	3
保健衛生	0	2	0	3	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	1	1
社会福祉	1	4	5	0	6	0	5	1	3	3	4	1	4	1	3	2	3	2
災害防除	1	2	0	3	0	2	0	3	0	4	0	3	2	2	0	3	2	2
公共に尽くし公務に助力	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	3	4	1	4	2	7	1	6	1	4	1	6	1	7	0	4	2	6
計	7	18	8	15	8	12	6	14	4	17	5	14	7	14	3	12	8	17
割合(%)	28.0	72.0	34.8	65.2	40.0	60.0	30.0	70.0	19.0	81.0	26.3	73.7	33.3	66.7	20.0	80.0	32.0	68.0
合計	25	23	20	20	21	19	21	15	25									

	H23年		H24年		H25年		H26年		H27年		H28年		H29年		H30年		H31年	
	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男
善行	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
教育文化	1	1	0	2	0	2	1	1	0	2	0	1	1	0	3	1	2	
産業	0	4	0	1	0	1	0	1	0	1	0	2	0	2	0	1	0	1
保健衛生	0	2	0	2	0	1	0	2	0	1	0	1	0	2	1	3	0	1
社会福祉	6	1	4	3	4	5	6	1	4	3	9	1	7	2	5	5	6	3
災害防除	0	4	2	1	0	2	0	5	0	3	1	2	0	6	0	4	0	3
公共に尽くし公務に助力	0	3	1	5	1	2	1	2	0	2	1	2	0	2	0	3	1	2
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	
計	7	15	7	14	5	13	8	12	4	13	11	9	8	15	6	19	9	12
割合(%)	31.8	68.2	33.3	66.7	27.8	72.2	40.0	60.0	23.5	76.5	55.0	45.0	34.8	65.2	24.0	76.0	42.9	57.1
合計	22	21	18	20	17	20	23	25										

	R2年		R3年		R4年		R5年	
	女	男	女	男	女	男	女	男
善行	0	0	0	0	1	0	0	0
教育文化	0	3	2	2	0	0	1	
産業	0	1	0	1	0	1	0	1
保健衛生	1	3	0	1	0	1	0	5
社会福祉	8	2	4	5	7	0	6	5
災害防除	2	1	1	1	0	4	1	2
公共に尽くし公務に助力	0	3	1	2	0	4	1	6
その他	0	0	0	0	0	0	0	0
計	11	13	8	12	10	10	8	20
割合(%)	45.8	54.2	40.0	60.0	50.0	50.0	28.6	71.4
合計	24	20	20	20	28			

10 高知市技能功労者表彰受賞者数

年度	女	男	合計	割合(%)	年度	女	男	合計	割合(%)	年度	女	男	合計	割合(%)
昭和52	3	20	23	13.0	平成10	2	18	20	10.0	令和元	0	15	15	0.0
昭和53	2	30	32	6.3	平成11	3	26	29	10.3	令和2	4	13	17	23.5
昭和54	2	29	31	6.5	平成12	1	25	26	3.8	令和3	1	17	18	5.6
昭和55	2	32	34	5.9	平成13	2	23	25	8.0	令和4	1	15	16	6.3
昭和56	3	26	29	10.3	平成14	1	23	24	4.2					
昭和57	4	36	40	10.0	平成15	1	23	24	4.2					
昭和58	3	33	36	8.3	平成16	1	19	20	5.0					
昭和59	2	31	33	6.1	平成17	1	21	22	4.5					
昭和60	3	30	33	9.1	平成18	1	24	25	4.0					
昭和61	2	26	28	7.1	平成19	1	18	19	5.3					
昭和62	4	30	34	11.8	平成20	2	24	26	7.7					
昭和63	2	28	30	6.7	平成21	1	20	21	4.8					
平成元	3	31	34	8.8	平成22	0	18	18	0.0					
平成2	2	29	31	6.5	平成23	0	21	21	0.0					
平成3	2	28	30	6.7	平成24	3	21	21	14.3					
平成4	2	23	25	8.0	平成25	0	21	21	0.0					
平成5	2	24	26	7.7	平成26	0	20	20	0.0					
平成6	1	25	26	3.8	平成27	0	17	17	0.0					
平成7	0	23	23	0.0	平成28	1	18	19	5.3					
平成8	1	25	26	3.8	平成29	1	15	16	6.3					
平成9	1	24	25	4.0	平成30	3	18	21	14.3					

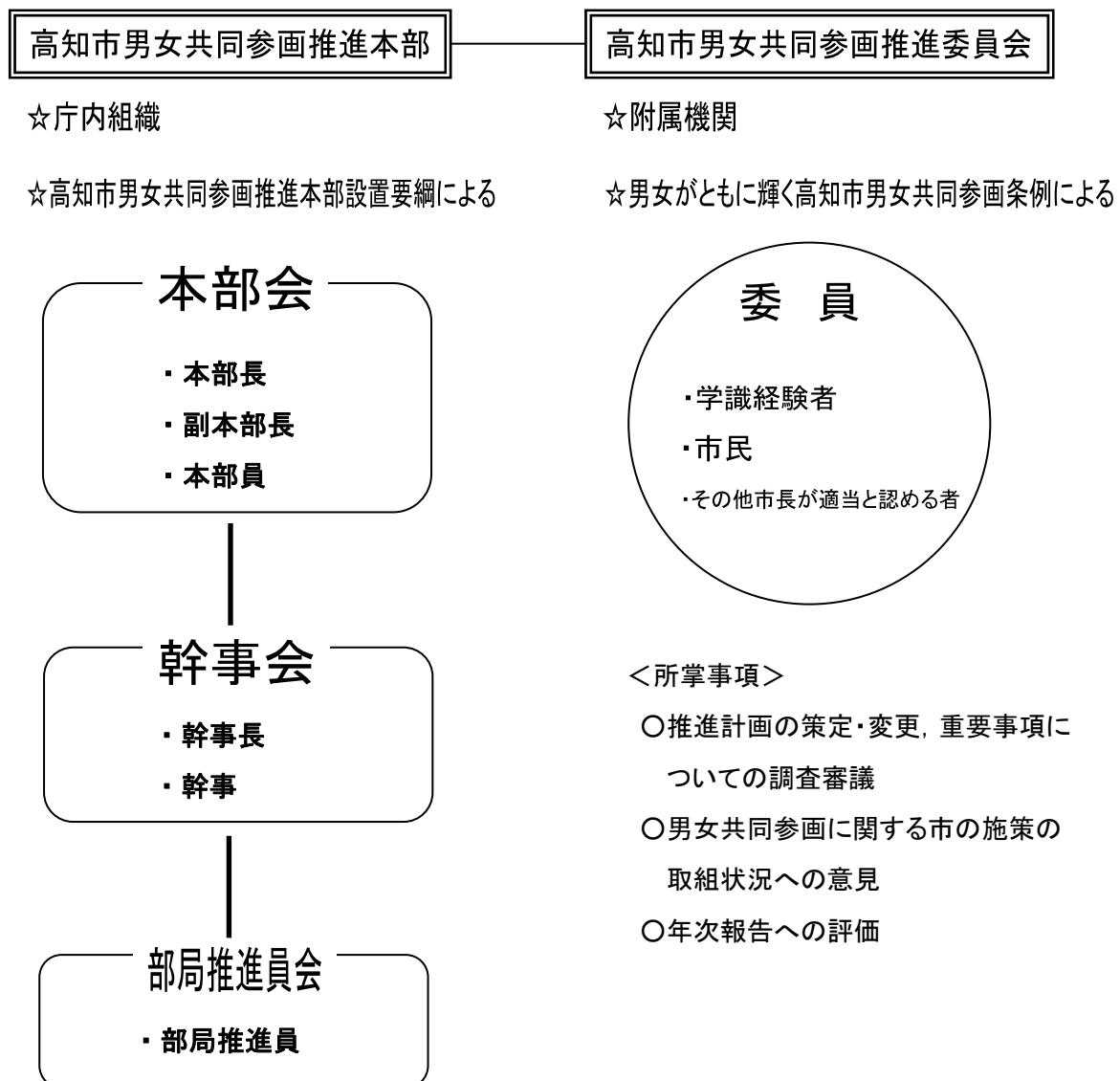
11 高知市立学校における男女混合名簿の実施状況

(令和5年4月1日現在)

区分 年度	小学校			中学校			義務教育学校			高等学校			特別支援学校		
	学校数	実施校	%	学校数	実施校	%	学校数	実施校	%	学校数	実施校	%	学校数	実施校	%
平成14	39	25	64.1	16	6	37.5				1	1	100	1	1	100
平成15	39	27	69.2	16	6	37.5				1	1	100	1	1	100
平成16	39	29	74.4	16	6	37.5				1	1	100	1	1	100
平成17	41	33	80.5	18	7	38.9				1	1	100	1	1	100
平成18	41	35	85.4	18	7	38.9				1	1	100	1	1	100
平成19	41	38	92.7	18	7	38.9				1	1	100	1	1	100
平成20	43	41	95.3	19	13	68.4				1	1	100	1	1	100
平成21	43	41	95.3	19	13	68.4				1	1	100	1	1	100
平成22	43	41	95.3	19	13	68.4				1	1	100	1	1	100
平成23	43	42	97.7	19	13	68.4				1	1	100	1	1	100
平成24	42	42	100	19	19	100				1	1	100	1	1	100
平成25	42	42	100	19	19	100				1	1	100	1	1	100
平成26	41	41	100	19	19	100				1	1	100	1	1	100
平成27	41	41	100	19	19	100				1	1	100	1	1	100
平成28	39	39	100	17	17	100	2	2	100	1	1	100	1	1	100
平成29	39	39	100	17	17	100	2	2	100	1	1	100	1	1	100
平成30	39	39	100	17	17	100	2	2	100	1	1	100	1	1	100
平成31	39	39	100	17	17	100	2	2	100	1	1	100	1	1	100
令和2	39	39	100	17	17	100	2	2	100	1	1	100	1	1	100
令和3	39	39	100	17	17	100	2	2	100	1	1	100	1	1	100
令和4	39	39	100	17	17	100	2	2	100	1	1	100	1	1	100
令和5	39	39	100	17	17	100	2	2	100	1	1	100	1	1	100

資料

1 高知市男女共同参画推進体制体系図



2 男女がともに輝く高知市男女共同参画条例

(平成 17 年 4 月 1 日条例第 78 号)

改正 平成 27 年 4 月 1 日条例第 36 号

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 8 条)
- 第 2 章 性別による権利侵害の禁止等(第 9 条・第 10 条)
- 第 3 章 基本的施策(第 11 条—第 22 条)
- 第 4 章 委員会の設置(第 23 条—第 31 条)
- 第 5 章 意見及び相談への対応(第 32 条・第 33 条)
- 第 6 章 雜則(第 34 条)

附則

前文

私たちは誰もがかけがえのない一人の人間である。人が生まれ、育ち、老いていく過程において、男女がともにかかわり、支えあって生きること、平和にいきいきと暮らすことは大切なことである。

我が国においては、日本国憲法で個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の批准、男女共同参画社会基本法の制定など、男女共同参画社会の実現を目指して取組が進められている。

自由民権運動発祥の地である私たちのまち高知市は、豊かな自然に恵まれ、そのおおらかな風土の中で培われた進取の精神をもって全国に先駆けて女性が自らの参政権を主張するなど、男女ともに、経済的にも精神的にも、自立志向をもって地域社会を形成してきた。また、男女共同参画に関する取組についても、いち早く高知市男女共同参画推進プランを策定し、施策を進めてきた。

しかし、今なお家事、育児、介護をはじめとする様々な場面において、男女の固定的な役割分担意識や慣行が根強く残っており、就業の場においては、女性が個性や能力を十分に發揮できないといった状況も存在している。さらに、セクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンスなどの人権侵害も社会問題として表面化している。

ここに私たちは、これらの課題を解決し、市民の誰もが真に豊かで幸福な人生を送ることができる社会の実現を目指し、一人の人間として男女が互いに人権を尊重し、市及びすべての市民が協働して男女共同参画社会づくりに取り組むため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、本市における男女共同参画の推進について、基本理念を定め、市、市民、事業者及び市民 団体の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号の機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し当該機会を積極的に提供する措置をいう。
- (3) 市民 市の区域内(次号において「市内」という。)に居住し、勤務し、又は在学するすべての個人をいう。
- (4) 事業者 市内に事務所又は事業所を有し、事業を営む個人又は法人その他の団体をいう。
- (5) 市民団体 主たる構成員が市民又は事業者である営利を目的としない団体をいう。
- (6) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、恋人等、親密な関係にある、又は親密な関係にあつた男女間における身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為をいう。
- (7) セクシュアル・ハラスメント 他の者の意に反した性的な言動を行うことにより、当該他の者の生活環境を害すること、又は性的な言動を受けた者の対応により当該言動を受けた者に不利益を与えることをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的な取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするよう配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における様々な施策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力及び社会の支援の下、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動と職場、地域等における活動を両立して行うことができるようすること。
- (5) 男女が、互いの身体的特徴及び性についての理解を深め、対等な関係の下、妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項について互いの意思を尊重し、生涯にわたり健康な生活を営むことができるようすること。
- (6) 男女共同参画の推進に関する国際社会の動向に留意し、国際的な協調の下に行われること。
- (7) 市民一人一人が主体的に取り組むこと。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)に基づき、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的かつ計画的に策定し、実施する責務を有する。

- 2 市は、前項の施策について、組織の整備を行うとともに、財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 市は、第1項の施策について、市民、事業者及び市民団体(以下「市民等」という。)並びに国及び他の地方公共団体と相互に協力し、連携して男女共同参画の推進に取り組むよう努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念に基づき、男女共同参画についての理解を深め、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画を主体的かつ積極的に推進するよう努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念に基づき、雇用している、又は雇用しようとする男女について、雇用上の均等な機会及び待遇を確保するとともに、職場における活動と子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動を両立させることができるように、就労環境の整備に努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(市民団体の責務)

第7条 市民団体は、基本理念に基づき、男女共同参画の推進に取り組むよう努めなければならない。

2 市民団体は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(教育における男女共同参画への配慮)

第8条 学校教育、社会教育その他の教育に携わる者は、それぞれの教育本来の目的を実現する過程において、基本理念に配慮するよう努めなければならない。

第2章 性別による権利侵害の禁止等

(性別による差別的取扱いの禁止等)

第9条 何人も、社会のあらゆる分野において、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 性別を理由とした差別的な取扱い
- (2) ドメスティック・バイオレンス
- (3) セクシュアル・ハラスメント

(公衆に表示する情報への配慮)

第10条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び男女間の暴力を助长するような表現並びに過度の性的な表現を行わないよう配慮しなければならない。

第3章 基本的施策

(男女共同参画推進計画)

第11条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本的な推進計画(以下「推進計画」という。)を策定するものとする。

2 市長は、推進計画を策定するに当たっては、あらかじめ第23条に規定する高知市男女共同参画推進委員会(同条を除き、以下「推進委員会」という。)の意見を聴かなければならない。

3 市長は、推進計画を策定するときは、市民等の意見が反映されるよう、必要な措置を講じなければならない。

4 市長は、推進計画を策定したときは、これを公表するものとする。

5 前3項の規定は、推進計画の変更について準用する。

(年次報告)

第12条 市長は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について報告書を作成し、これを公表するものとする。

2 前項の報告書は、推進委員会の評価に付するものとする。

(附属機関等の委員の構成)

第13条 市長その他の執行機関は、附属機関その他これに準ずる審議会等の委員を委嘱し、又は任命するときは、男女のいずれか一方の委員の数が委員の総数の10分の4未満となることのないよう努めなければならない。

(出資法人に対する男女共同参画の推進)

第14条 市長は、市が出資している法人(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第152条第1項に規定する法人をいう。)のうち規則で定めるものに対し、男女共同参画の推進に関し、必要に応じて報告を求め、又は適切な措置を講ずるよう求めることができるものとする。

(教育及び学習の場における男女共同参画の推進)

第15条 市は、学校教育、社会教育その他の教育及び学習の場において、男女共同参画の視点に立つた取組が推進されるよう、環境の整備を行うとともに、当該取組に対する支援その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(事業者に対する男女共同参画の推進等)

第16条 市は、事業者に対し、雇用の分野における男女共同参画を推進するため、情報提供その他必要な支援に努めなければならない。

2 市は、個人で営む事業にその家族が従事する場合において、その家族が適正な評価を受け、経営及びこれに関連する活動に共同して参画する機会が確保されるよう、情報提供その他必要な支援に努めなければならない。

3 市は、事業者に対し、男女共同参画に関し、広報及び調査について協力を求め、並びに必要に応じて報告及び適切な措置を講ずるよう協力を求めることができる。

(家庭生活における活動と他の活動との両立の支援)

第17条 市は、男女が家庭生活における活動と職場、地域等における活動を両立することができるよう、啓発及び情報提供その他必要な支援に努めるものとする。

(生涯にわたる健康への支援)

第18条 市は、男女が互いの身体的特徴及び性についての理解を深め、対等な関係の下、妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項について、互いの意思を尊重し、生涯にわたり健康な生活を営むことができるよう、学習の機会及び情報の提供その他必要な支援に努めなければならない。

(広報活動等の充実)

第19条 市は、市民等に対し、男女共同参画に関する理解を深めるため、積極的な広報活動等を行わなければならない。

2 市は、男女共同参画の推進に関する活動が積極的に行われるよう、男女共同参画の日を設けるものとする。

(調査研究等)

第20条 市は、男女共同参画を推進するため、必要な調査研究並びに情報の収集及び整理に努めるものとする。

(表彰)

第21条 市長は、男女共同参画を推進するため、男女共同参画の推進に関する活動を積極的に行う者を表彰するとともに、これを公表することができる。

(推進体制)

第22条 市は、市民等の協力の下、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制の整備に努めるものとする。

2 市は、こうち男女共同参画センターを核として、男女共同参画の推進に関する施策を実施するとともに、市民等による男女共同参画の推進に関する活動を支援するものとする。

第4章 委員会の設置

(男女共同参画推進委員会の設置)

第23条 本市における男女共同参画を推進するため、高知市男女共同参画推進委員会を置く。

(所掌事項)

第24条 推進委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 推進計画の策定又は変更に関する事項及び男女共同参画の推進に関する重要な事項について調査審議すること。
- (2) 男女共同参画の推進に関し、市が実施する施策の取組の状況について、市長に意見を述べること。
- (3) 第12条第2項に規定する評価に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関し市長が諮問する事項

(組織)

第25条 推進委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市民
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適當と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 前各項に規定するもののほか、推進委員会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(男女共同参画推進委員公募選考委員会の設置)

第26条 前条第2項第2号に規定する委員（次条において「市民委員」という。）の公募による選考を公平かつ適正に行うため、高知市男女共同参画推進委員公募選考委員会（以下「公募選考委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第27条 公募選考委員会は、市民委員の公募による選考に係る審査を行うものとする。

(組織)

第28条 公募選考委員会は、委員7人以内をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験者及び本市職員のうちから市長が委嘱又は任命する。
- 3 委員の任期は、委嘱又は任命の日から委嘱又は任命の日の属する年度の末日までとする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 前各項に規定するもののほか、公募選考委員会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(男女共同参画推進に関する表彰選考委員会の設置)

第29条 第21条の規定により表彰すべき者（次条において「被表彰者」という。）の選考を公平かつ適正に行うため、高知市男女共同参画推進に関する表彰選考委員会（以下「表彰選考委員会」という。）を置く。

（所掌事項）

第30条 表彰選考委員会は、被表彰者の選考に係る審査を行うものとする。

（組織）

第31条 表彰選考委員会は、委員6人以内をもって組織する。

2 委員の委嘱又は任命及び任期並びに表彰選考委員会の組織及び運営については、第28条第2項から第5項までの規定を準用する。

第5章 意見及び相談への対応

（意見申出への対応）

第32条 市長は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、市民等から意見の申出があったときは、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市長は、前項の申出及びその対応について推進委員会に報告するものとする。

3 市長は、必要があると認めるときは、第1項の申出への対応に当たり、推進委員会の意見を聴くことができる。

（相談への対応）

第33条 市長は、性別による差別的な取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する権利の侵害に関し、市民等から相談があったときは、関係機関と密接な連携を図り、適切な対応に努めるものとする。

第6章 雜則

（委任）

第34条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に策定されている高知市男女共同参画推進プランは、第11条第1項の規定により策定された推進計画とみなす。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

3 高知市男女共同参画推進に関する啓発作品選定委員会条例

平成 27 年 4 月 1 日条例第 37 号

(設置)

第 1 条 男女共同参画の推進を目的として市民から募集した啓発作品のうちから優秀作品を公平かつ適正に選考し、表彰するため、高知市男女共同参画推進に関する啓発作品選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 選定委員会は、優秀作品の選考に係る審査を行うものとする。

(組織)

第 3 条 選定委員会は、委員長及び委員 4 人以内をもって組織する。

- 2 委員長は、市民協働部長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員は、男女がともに輝く高知市男女共同参画条例（平成 17 年条例第 78 号）第 23 条に規定する高知市男女共同参画推進委員会の委員及び本市職員のうちから市長が委嘱又は任命する。

(委員長)

第 4 条 委員長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。

- 2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(委員の任期)

第 5 条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から委嘱又は任命の日の属する年度の末日までとする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会議)

第 6 条 選定委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

(資料提供その他の協力等)

第 7 条 選定委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係部局その他の者に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(守秘義務)

第 8 条 委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第 9 条 選定委員会の庶務は、市民協働部において処理する。

(その他)

第 10 条 この条例に定めるもののほか、選定委員会の運営について必要な事項は、委員長が選定委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

4 男女がともに輝く高知市男女共同参画条例施行規則

(平成 17 年 4 月 1 日規則第 79 号)

改正 平成 22 年 4 月 1 日規則第 28 号 平成 23 年 4 月 1 日規則第 29 号
平成 24 年 4 月 1 日規則第 26 号 平成 25 年 4 月 1 日規則第 24 号
平成 27 年 4 月 1 日規則第 43 号 平成 28 年 4 月 1 日規則第 57 号
令和 5 年 1 月 24 日規則第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、男女がともに輝く高知市男女共同参画条例(平成 17 年条例第 78 号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(出資法人)

第 3 条 条例第 14 条に規定する市が出資している法人のうち規則で定めるものは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 公益財団法人高知市環境事業公社
- (2) 公益財団法人高知市文化振興事業団
- (3) 公益財団法人高知市学校給食会
- (4) 公益財団法人高知市都市整備公社
- (5) 公益財団法人こうち男女共同参画社会づくり財団
- (6) 公益財団法人高知市スポーツ振興事業団

(男女共同参画の日)

第 4 条 条例第 19 条第 2 項に規定する男女共同参画の日は、8 月 1 日とする。

(表彰の実施等)

第 5 条 条例第 21 条の規定による表彰は、毎年 8 月に行うものとする。

- 2 前項の表彰を受けることができる者は、市民、事業者及び市民団体(以下「市民等」という。)とする。
- 3 第 1 項の表彰を行う場合において、市長は、あらかじめ市民等からの推薦又は表彰を受けようとする者からの申出を求めることができる。

(推進委員会の組織及び運営)

第 6 条 推進委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、推進委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。
- 4 推進委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
- 5 推進委員会は、委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ、議事を開き、及び議決することができない。
- 6 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 推進委員会は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

- 8 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。
- 9 推進委員会の庶務は、市民協働部人権同和・男女共同参画課において処理する。
- 10 前各項に定めるもののほか、推進委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員長が推進委員会に諮って定める。

(部会)

第7条 推進委員会は、条例第24条に規定する所掌事項を専門的に調査審議させるため、部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員は、委員長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会における審議の経過及び結果を推進委員会に報告しなければならない。

(公募選考委員会の組織及び運営)

第8条 条例第26条に規定する高知市男女共同参画推進委員公募選考委員会（以下「公募選考委員会」という。）に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 第6条第2項から第10項までの規定は、公募選考委員会について準用する。この場合において、「委員長」とあるのは「会長」と、「副委員長」とあるのは「副会長」と読み替えるものとする。
- (表彰選考委員会の組織及び運営)

第9条 条例第29条に規定する高知市男女共同参画推進に関する表彰選考委員会（以下「表彰選考委員会」という。）に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 第6条第2項から第10項までの規定は、表彰選考委員会について準用する。この場合において、「委員長」とあるのは「会長」と、「副委員長」とあるのは「副会長」と読み替えるものとする。
- (意見の申出)

第10条 条例第32条第1項の規定に基づき、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に対する意見の申出をしようとするときは、男女共同参画推進施策等に対する意見申出書(別記様式)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申出があったときは、当該申出に係る事項について実施した措置等について、当該申出をした者に対し通知するものとする。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年4月1日規則第28号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この規則による改正前の規則の規定による様式は、この規則による改正後の規則の規定による様式にかかわらず、当分の間、なお使用することができる。

附 則(平成 23 年 4 月 1 日規則第 29 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 24 年 4 月 1 日規則第 26 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 25 年 4 月 1 日規則第 24 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 27 年 4 月 1 日規則第 43 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 28 年 4 月 1 日規則第 57 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和 5 年 1 月 24 日規則第 5 号)

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式(第 10 条関係)

男女共同参画推進施策等に対する意見申出書 (※省略)

5 高知市男女共同参画推進本部設置要綱

(設置)

第1条 高知市の男女共同参画行政に関する総合的な企画及び連絡調整を図り、男女共同参画行政を円滑かつ積極的に推進するため、高知市男女共同参画推進本部（以下「推進本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 推進本部の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 男女共同参画行政の総合的な企画及び連絡調整に関すること。
- (2) 男女共同参画施策の総合的な推進に関すること。
- (3) その他男女共同参画行政の推進のために必要な事項

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は市長をもって充て、副本部長は中澤副市長をもって充てる。

3 本部員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、推進本部の事務を統括し、所部の職員を指揮監督する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

(幹事会)

第6条 推進本部は、会議に付すべき事案を検討及び調整させるため、幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。
3 幹事長は、市民協働部副部長の職にある者をもって充てる。
4 幹事は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。
5 幹事長は、幹事会を招集し、その議長となる。

(部局推進員会)

第7条 幹事会は、男女共同参画に関する施策の推進に係る具体的な事項に関し、幹事会が定めた課題について実務上の観点から協議させ、及び男女共同参画に関する啓発等を行わせるため、部局推進員会を置くことができる。

2 部局推進員会は、前項の課題の関係部局等の所属職員で構成し、市長が委嘱し、又は任命する。

3 部局推進員会の会議は、人権同和・男女共同参画課長が主宰する。

(庶務)

第8条 推進本部の庶務は、市民協働部人権同和・男女共同参画課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年8月1日から施行する。

(高知市男女共同参画社会推進協議会設置要綱の廃止)

2 高知市男女共同参画社会推進協議会設置要綱（昭和 59 年 5 月 29 日制定）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 2 月 15 日から施行し、平成 18 年 2 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 5 月 9 日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 10 月 27 日から施行し、平成 18 年 10 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 1 月 12 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 27 日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 6 月 4 日から施行し、改正後の高知市男女共同参画推進本部設置要綱の規定は、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 13 日から施行し、改正後の高知市男女共同参画推進本部設置要綱の規定は、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 20 日から施行し、改正後の高知市男女共同参画推進本部設置要綱の規定は、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 6 月 17 日から施行し、改正後の高知市男女共同参画推進本部設置要綱の規定は、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 24 日から施行し、改正後の高知市男女共同参画推進本部設置要綱の規定は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 10 日から施行し、この要綱による改正後の高知市男女共同参画推進本部設置要綱の規定は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 6 月 5 日から施行し、この要綱による改正後の高知市男女共同参画推進

本部設置要綱の規定は、平成30年8月21日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年5月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月13日から施行する。

別表1

総務部長 防災対策部長 財務部長 市民協働部長 健康福祉部長 健康推進担当理事 こども未来部長 環境部長 商工観光部長 農林水産部長 都市建設部長 会計管理者 上下水道事業管理者 上下水道局長 消防局長 教育長

別表2

政策企画課長 広聴広報課長 文化振興課長 人事課長 行政改革推進課長 防災政策課長 地域コミュニティ推進課長 スポーツ振興課長 人権同和・男女共同参画課長 地域共生社会推進課長 介護保険課長 健康増進課長 高齢者支援課長 基幹型地域包括支援センター所長 子育て給付課長 子ども育成課長 母子保健課長 保育幼稚園課長 子ども家庭支援センター所長 産業政策課長 農林水産課長 消防局総務課長 学校教育課長 人権・こども支援課長 少年補導センター所長

6 高知市男女共同参画推進委員会委員公募実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、男女がともに輝く高知市男女共同参画条例（平成17年条例第78号。以下「条例」という。）第23条に規定する高知市男女共同参画推進委員会の委員のうち条例第25条第2項第2号の委員（以下「委員」という。）の公募の実施について、条例及び男女がともに輝く高知市男女共同参画条例施行規則（平成17年規則第79号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(公募方法)

第2条 委員の公募の告知は、市の広報紙その他の広報媒体に募集記事を掲載することにより行うものとする。

2 前項の募集記事に掲載する事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 募集の趣旨
- (2) 応募資格
- (3) 募集人員
- (4) 任期
- (5) 応募方法
- (6) 募集期間
- (7) 委員の決定方法
- (8) 問い合わせ先
- (9) その他市長が必要と認める事項

(応募資格)

第3条 委員に応募することができる者は、応募の日現在において市内に居住する20歳以上の者とする。

(公募委員数)

第4条 公募による委員の数は、2人程度とする。

(応募方法等)

第5条 公募により委員に応募した者（以下「応募者」という。）は、応募の動機についての考え方を400字詰め原稿用紙2枚程度の作文にまとめ、市長に提出するものとする。

2 前項の規定により提出された作文は、応募者に返還しないものとする。

(委員の決定等)

第6条 公募による委員は、条例第26号に規定する高知市男女共同参画推進委員公募選考委員会で選考し、市長が決定する。

2 市長は、前項の規定による決定を行ったときは、その結果について応募者本人に対し通知するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年5月1日から施行する。

(会議の招集に関する特例)

- 2 この要綱の施行の日以降最初に開催される選考委員会の会議は、第8条の規定にかかわらず、市長が招集するものとする。

附 則

この要綱は、平成22年4月20日から施行し、改正後の高知市男女共同参画推進委員会委員公募実施要綱の規定は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

7 高知市男女共同参画推進に関する表彰実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、男女共同参画の推進に関する活動を積極的に行う者への表彰（以下「表彰」という。）の実施に関し、男女がともに輝く高知市男女共同参画条例（平成17年条例第78号。以下「条例」という。）及び男女がともに輝く高知市男女共同参画条例施行規則（平成17年規則第79号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(表彰の対象)

第2条 表彰の対象は、規則第5条第2項の市民等で次の各号に掲げるもののうち、その功績が顕著であると認められるものとする。

- (1) 女性の職域拡大や登用のため、積極的な取組を行っていること。
- (2) 仕事と家庭の両立を支援するため、積極的な取組を行っており、その取組が活用されていること。
- (3) 職場における性的な言動に起因する問題等を防止し、積極的に男女の人権に配慮した働きやすい職場環境づくりを進めていること。
- (4) 男女の固定的な役割分担意識の是正に貢献していること。
- (5) 男女共同参画社会づくりに向けた気運の醸成に貢献があること。
- (6) その他男女共同参画の推進に関する活動を行っていること。

(候補者の推薦等)

第3条 表彰を受ける者となるものを推薦し、又は自ら表彰を受けようとする者（以下「推薦者等」という。）は、必要事項を記載した高知市男女共同参画推進企業表彰応募（推薦）用紙（様式第1号）又は高知市男女共同参画推進個人表彰応募（推薦）用紙（様式第2号）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(被表彰者の決定)

第4条 表彰すべき者（次項において「被表彰者」という。）は、条例第29条に規定する高知市男女共同参画推進に関する表彰選考委員会で選考し、市長が決定するものとする。

2 被表彰者には、表彰状を授与する。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、表彰の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正前の高知市男女共同参画推進に関する表彰実施要綱の規定に基づく様式は、この要綱による改正後の高知市男女共同参画推進に関する表彰実施要綱の規定に基づく様式にかかわらず、当分の間、なお使用することができる。

様式第1号（第3条関係）

高知市男女共同参画推進企業表彰応募（推薦）用紙

ふりがな		電話番号	() -
事業所の名称			
設立年月日	年 月 日	業種名	
事業所設置年月日	年 月 日	従業者数	人（うち女性 人）
事業所所在地	高知市		
本社・本店所在地			
取組の内容 男女共同参画推進に関する取組について、できる限り具体的に記載してください。 （書ききれない場合は、別紙を作成してください。）			
上記のとおり（応募・推薦）します。			
年 月 日			
団体名			
（応募・推薦者）	所在地	〒 _____ - _____	
代表者	役職 _____		
	氏名 _____		
連絡先	() - _____		

添付書類 事業者の概要の分かるパンフレット等 就業規則等 その他（実績を証明するもの）

様式第2号（第3条関係）

高知市男女共同参画推進個人表彰応募（推薦）用紙

ふりがな			
氏名		生年月日	
住所			
職業			
電話番号	()	—	

取組の内容 男女共同参画推進に関する取組について、できる限り具体的に記載してください。

(書ききれない場合は、別紙を作成してください。)

上記のとおり（応募・推薦）します。

年 月 日

団体名 _____

(応募・推薦者) 所在地 〒 -

代表者 役職

氏名

連絡先 () —

• (10)

添付書類 □個人の活動内容が分かるもの

8 高知市DV等被害者支援ネットワーク会議設置要綱

(設置)

第1条 配偶者等からの暴力（DV）及びストーカー行為（以下「DV等」という。）の被害者（以下「DV等被害者」という。）の保護及び支援について、関係部署との情報交換、連絡調整等を行うため、高知市DV等被害者支援ネットワーク会議（以下「ネットワーク会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 ネットワーク会議の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) DV等被害者の保護及び支援に係る関係部署の連携及び協力に関すること。
- (2) DV等被害者の保護及び支援に係る情報の共有化に関すること。
- (3) DV等被害者の保護及び支援のための広報啓発活動に関すること。
- (4) その他DV等被害者の保護及び支援に関すること。

(組織)

第3条 ネットワーク会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、人権同和・男女共同参画課長の職にある者をもって充てる。
- 3 副会長は、人権同和・男女共同参画課男女共同参画担当係長の職にある者をもって充てる。
- 4 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(会長及び副会長)

第4条 会長は、会務を総理し、ネットワーク会議を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 ネットワーク会議の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

(資料提供その他の協力等)

第6条 ネットワーク会議は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係部局その他の者に對し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 ネットワーク会議の庶務は、市民協働部人権同和・男女共同参画課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、ネットワーク会議の運営に関し必要な事項は、会長がネットワーク会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年12月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年5月13日から施行する。

別表（第3条関係）

税務管理課長、市民税課長、資産税課長、中央窓口センター所長、介護保険課長、保険医療課長、地域保健課ワクチン接種推進担当副参事、健康増進課長、障がい福祉課長、高齢者支援課長、基幹型地域包括支援センター所長、福祉管理課長、子育て給付課長、子ども育成課長、母子保健課長、保育幼稚園課長、子ども家庭支援センター所長、住宅政策課長、青少年・事務管理課長、少年補導センター所長

9 男女共同参画に関する年表

	世界の動き	国内の動き
1975年 (昭和50年)	○国際婦人年 ○「国際婦人年世界会議」（メキシコシティ）開催 「世界行動計画」採択	○「婦人問題企画推進本部」設置 ○「婦人問題企画推進会議」設置 ○「総理府婦人問題担当室」設置
1976年 (昭和51年)	○「国連婦人の十年」スタート、1976年から1985年まで	○民法改正（離婚後における婚氏統称制度の新設）
1977年 (昭和52年)		○「世界行動計画」を受けて「国内行動計画」策定
1979年 (昭和54年)	○「女子差別撤廃条約」採択（国連総会）	
1980年 (昭和55年)	○「国連婦人の十年」中間年世界会議（コペンハーゲン）開催	○「女子差別撤廃条約」に署名
1982年 (昭和57年)		
1983年 (昭和58年)		
1984年 (昭和59年)		○国籍法及び戸籍法の改正（父系血統主義から父母両系血統主義へ）
1985年 (昭和60年)	○「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議開催 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	○「女子差別撤廃条約」批准
1986年 (昭和61年)		○「男女雇用機会均等法」施行
1987年 (昭和62年)		○「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定
1990年 (平成2年)	○「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択（国連経済社会理事会）	
1991年 (平成3年)		○「西暦2000年に向けての新国内行動計画」第1次改定
1992年 (平成4年)		○「育児休業法」の施行 ○婦人問題担当大臣を設置
1993年 (平成5年)	○「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択（国連総会）	○「パートタイム労働法」施行
1994年 (平成6年)	○「国際人口・開発会議」（カイロ）開催	○総理府に「男女共同参画室」設置 ○「男女共同参画審議会」設置 ○「男女共同参画推進本部」設置
1995年 (平成7年)	○「第4回世界女性会議」（北京）開催 「北京宣言及び行動綱領」採択	○「育児休業法」改正（育児・介護休業法の成立） ○「ILO156号条約」批准
1996年 (平成8年)		○「男女共同参画ビジョン」答申 ○「男女共同参画2000年プラン」策定
1997年 (平成9年)		○「男女雇用機会均等法」改正
1998年 (平成10年)		
1999年 (平成11年)		○改正「男女雇用機会均等法」施行 ○「男女共同参画社会基本法」施行
2000年 (平成12年)	○国連特別総会「女性2000年会議」（ニューヨーク）開催 「政治宣言」及び「成果文書」採択	○「男女共同参画基本計画」策定 ○「ストーカー行為等の規制等に関する法律」施行
2001年 (平成13年)		○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行 ○「男女共同参画会議」設置 ○内閣府に「男女共同参画局」設置 ○「女性に対する暴力をなくす運動」男女共同参画推進本部決定
2002年 (平成14年)	○女子差別撤廃条約実施状況報告（第5回）の提出 ○第2回APEC女性問題担当大臣会合（メキシコ）開催	○改正「育児・介護休業法」施行
2003年 (平成15年)		○「少子化社会対策基本法」施行 ○「次世代育成支援対策推進法」施行
2004年 (平成16年)		○改正「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行 ○「子ども・子育て応援プラン」策定
2005年 (平成17年)	○第49回国連婦人の地位委員会（「国連（北京+10）世界閣僚級会合」	○改正「育児・介護休業法」施行 ○「男女共同参画基本計画（第2次）」策定 ○「女性の再チャレンジ支援プラン」策定
2006年 (平成18年)	○第1回東アジア男女共同参画担当大臣会合（東京）開催	○「女性の再チャレンジ支援プラン」改定
2007年 (平成19年)		○改正「男女雇用機会均等法」施行
2008年 (平成20年)	○女子差別撤廃条約実施状況報告（第6回）の提出	○「女性の参画加速プログラム」策定 ○改正「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律」施行
2009年 (平成21年)		○「育児・介護休業法」改正
2010年 (平成22年)	○第54回国連婦人の地位委員会（北京+15）開催	○「男女共同参画基本計画（第3次）」策定
2011年 (平成23年)	○国連の既存のジェンダー関連4機関を統合し、「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UN Women）」発足	
2012年 (平成24年)	○第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	
2013年 (平成25年)		○改正「ストーカー行為等の規制等に関する法律」施行
2014年 (平成26年)	○女子差別撤廃条約実施状況報告（第7回及び8回）の提出	○改正「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」施行 ○改正「男女雇用機会均等法」施行
2015年 (平成27年)	○第59回国連婦人の地位委員会（北京+20）開催	○「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」施行 ○「男女共同参画基本計画（第4次）」策定
2016年 (平成28年)		○「育児・介護休業法」改正
2017年 (平成29年)	○先進国首脳会議（G7）「ジェンダーに配慮した経済環境のためのロードマップ」合意	○改正「男女雇用機会均等法」施行
2018年 (平成30年)		○「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」施行
2019年 (令和元年)		○改正「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」施行
2020年 (令和2年)		○改正「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律」施行
2021年 (令和3年)		○「男女共同参画基本計画（第5次）」策定
2022年 (令和4年)		

県の動き	高知市の動き	
		1975年 (昭和50年)
○「婦人問題推進本部」設置		1976年 (昭和51年)
		1977年 (昭和52年)
○県民生活課に「婦人対策班」設置		1979年 (昭和54年)
○「婦人行動計画」策定		1980年 (昭和55年)
○県民生活課を改組し「生活婦人課」設置		1982年 (昭和57年)
	○自治活動課に「婦人担当」設置	1983年 (昭和58年)
	○「高知市婦人問題推進協議会」発足 同協議会に「特別委員会」設置	1984年 (昭和59年)
		1985年 (昭和60年)
○「婦人行動計画後半期重点課題及び計画目標」策定 ○「婦人問題アドバイザー制度」発足	○婦人問題推進協議会特別委員会から市長に提言 「新しい男女共生の社会をめざして」	1986年 (昭和61年)
	○「自治活動課」を「市民生活課」に改称し、「婦人係」を設置	1987年 (昭和62年)
○「婦人企画監」設置 ○「こうち女性プラン」策定 ○「こうち女性プラン前半期推進計画」策定	○市民生活課に「女性センター」設置	1990年 (平成2年)
		1991年 (平成3年)
	○「高知市婦人問題推進協議会」を「高知市女性政策推進協議会」に改称	1992年 (平成4年)
	○女性政策推進協議会特別委員会から市長に提言 「新しい男女共生の社会をめざして（第二次）」	1993年 (平成5年)
○「生活婦人課」を「生活女性課」に改称		1994年 (平成6年)
		1995年 (平成7年)
○「こうち女性プラン後半期推進計画」策定		1996年 (平成8年)
		1997年 (平成9年)
	○「女性政策課」設置	1998年 (平成10年)
○「こうち女性総合センター」供用開始 ○「女性対策班」を「女性行政班」に改称	○県と共同設置した「こうち女性総合センター」供用開始	1999年 (平成11年)
	○「高知市男女共同参画推進プラン」策定	2000年 (平成12年)
○「こうち男女共同参画プラン」策定		2001年 (平成13年)
○「女性生活課」を「生活・社会づくり課」に改称	○「女性政策課」を「男女共同参画課」に改称 ○「高知市女性政策推進協議会」を「高知市男女共同参画社会推進協議会」に改称	2002年 (平成14年)
○「男女共同参画・NPO課」設置	○条例制定に向け「（仮称）高知市男女共同社会づくり条例案検討委員会」を立上げ	2003年 (平成15年)
○「高知県男女共同参画社会づくり条例」施行 ○「こうち男女共同参画会議」設置 ○「こうち女性総合センター」を「こうち男女共同参画センター」に改称	○条例案検討委員会から条例案を市長に提言	2004年 (平成16年)
○「こうち男女共同参画プラン」改定	○「男女がともに輝く高知市男女共同参画条例」施行 ○「高知市男女共同参画推進委員会」及び「高知市男女共同参画推進本部」設置	2005年 (平成17年)
	○「高知市男女共同参画推進プラン2006」策定	2006年 (平成18年)
○「男女共同参画・NPO課」を「県民生活・男女共同参画課」に改称 ○「高知県DV被害者支援計画」策定		2007年 (平成19年)
		2008年 (平成20年)
		2009年 (平成21年)
○「こうち男女共同参画プラン」改定	○「男女共同参画課」を「人権同和・男女共同参画課」に改称	2010年 (平成22年)
	○「高知市男女共同参画推進プラン2011」策定	2011年 (平成23年)
		2012年 (平成24年)
		2013年 (平成25年)
		2014年 (平成26年)
○「こうち男女共同参画プラン」改定		2015年 (平成27年)
	○「高知市男女共同参画推進プラン2016」策定	2016年 (平成28年)
○「第3次高知県DV被害者支援計画」策定		2017年 (平成29年)
		2018年 (平成30年)
		2019年 (令和元年)
○「こうち男女共同参画プラン」改定		2020年 (令和2年)
	○「高知市男女共同参画推進プラン2021」策定	2021年 (令和3年)
		2022年 (令和4年)

高 知 市

編集・発行／高知市 市民協働部 人権同和・男女共同参画課

2023（令和5）年10月発行

〒780-8571 高知市本町五丁目1番45号

TEL (088)823-9449（代表）

(088)823-9913（男女共同参画担当直通）

FAX (088)823-9351

E-mail : kc-101800@city.kochi.lg.jp